

# 福祉のしおり

安心して暮らせるまち



令和6年度(2024年)版  
井原市

# 福祉のしおりもくじ

## 児童・ひとり親家庭等のための福祉

### 児童福祉

● 保育園	1
● 一時預かり事業	1
● 子育て支援センター	1
● つどいの広場	1
● 子育てサポート事業	2
● 児童会館	2
● 母親クラブ	2
● 放課後児童クラブ	2
● 児童手当	2
● 児童虐待相談	3
● 児童福祉施設	3
● 里親	3
● 障害児入所施設	3
● 障害児通所支援給付	3

### ひとり親家庭等支援

● 児童扶養手当	4
● 遺児激励金	4
● ひとり親家庭卒業祝金・就職祝金	4
● ひとり親家庭就学奨励費	5
● ひとり親家庭激励研修旅行	5
● ひとり親家庭等医療費の給付	5
● 高等職業訓練促進給付金等給付事業	5
● 母子・父子自立支援員	6
● 母子生活支援施設	6
● DV（ドメスティックバイオレンス）相談	6

## 親子の健康づくり

● 不育治療費の助成	7
● 低所得者に対する初回産科受診料支援事業	7
● 母子健康手帳の交付	7
● 妊婦一般健康診査の助成	7
● 妊婦歯科健康診査	7
● マタニティセミナー	7
● 産婦健康診査の助成	8
● 新生児聴覚検査	8
● 新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	8
● 未熟児訪問	8
● 出産サポート119	8
● 妊婦のための支援給付	8
● 産後ママあんしんケア事業	9
● 養育医療費の助成	9
● 乳幼児健康診査	9
● すくすく交流会	10
● ごっくん教室・かみもぐ教室	10
● クッキングセミナー	10
● きらり広場	10
● 予防接種	11
● 骨髄移植等の予防接種 再接種費の助成	11
● 子ども医療費の給付	11

## 成人・高齢者のための保健

● 健康診査	12
● がん患者ウィッグ等購入費用助成事業	12

● 新型コロナウイルス予防接種	13
● インフルエンザ予防接種	13
● 高齢者肺炎球菌予防接種	13
● 成人用風しん予防接種	14
● 骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業	14
● 健康相談	14
● 健康講座	14

## 障害者のための福祉

● 手帳	15
● 医療費	15
● 手当等	17
● 補装具・日常生活用具	18
● 意思疎通支援	20
● 住宅改造	21
● 公共交通機関・交通費助成・自動車改造等	22
● 税金・公共料金・選挙等	24
● 障害福祉サービス等	25
● 介護給付	25
● 訓練等給付	26
● 地域相談支援給付	26
● 計画相談支援給付	26
● 障害児通所支援給付	26
● 障害児相談支援給付	27
● 移動支援事業	27
● 地域活動支援センター事業	27
● 福祉ホーム事業	27
● 訪問入浴事業	27
● 日中一時支援事業	28
● 生活サポート事業	28
● 社会参加促進事業	29
● その他の助成制度	30
● 各種相談	31

## 介護保険

● 介護保険の概要	33
● 要介護認定	33
● ケアプラン	34
● 介護保険で受けられるサービス	35
● 利用者負担	38
● 利用者負担軽減事業	40
● 障害者控除対象者認定制度	40
● 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料	41
● 40歳～64歳までの人（第2号被保険者）の保険料	42
● 保険料の減免・軽減	42
● 保険料滞納による介護サービスの給付制限	42

## 高齢者のための介護予防・生活支援

● 総合相談事業	43
● サービス・活動事業	43
● 介護予防事業	43
● 各種講座など	44
● 権利擁護事業	44
● 高齢者生活支援ショートステイ	45
● 徘徊高齢者家族支援サービス	45
● 認知症高齢者QRコード活用見守り事業	46
● 在宅介護激励金	46

●介護用品支給事業	46
-----------	----

## 高齢者のための福祉

●高齢者住宅改造助成	47
●老人居室等整備改修資金の貸付	47
●福祉電話の貸与	47
●緊急通報装置の貸与	47
●日常生活用具給付事業	48
●養護老人ホーム	48
●いきいきデイサービス	49
●軽度生活援助サービス	49
●寝具類乾燥消毒サービス	49

## 生きがい対策サービス

●シルバー人材センター	50
●井原市老人福祉センター	50
●シルバーカード	50
●小田川大学	51
●敬老会	51
●敬老祝金	51

## 生活保護等の相談

●生活保護(相談・申請)	52
●生活困窮者自立支援事業	52

## 介護・福祉施設等一覧

### 介護保険施設一覧

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	53
●地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	53
●介護医療院	53
●特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム(ケアハウス))	53
●特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	53
●認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	54
●短期入所生活介護/短期入所療養介護(ショートステイ)	54
●通所介護(デイサービス)	55
●小規模多機能型居宅介護	55
●すまいるサービス	55
●訪問介護(ホームヘルプサービス)	56
●訪問入浴介護	56
●訪問看護	56
●通所リハビリテーション(デイケア)	56
●訪問リハビリテーション	57
●福祉用具貸与・特定福祉用具販売	57
●居宅介護支援事業所	57

### 障害者福祉施設一覧

●居宅介護事業所	58
●重度訪問介護事業所	58
●同行援護事業所	58
●短期入所	58
●生活介護事業所	59
●就労継続支援(A型)事業所	59
●就労継続支援(B型)事業所	59
●共同生活援助(グループホーム)事業所	59

●計画相談支援事業所	59
●障害児通所支援事業所	60
●保育所等訪問支援事業所	60

### 障害者福祉施設一覧

●居宅訪問型児童発達支援事業所	60
●障害児相談支援事業所	60
●地域活動支援センターⅡ型事業所	60

## 井原市社会福祉協議会

### 社会福祉協議会の事業

●事業の内容	61
●奉仕員養成講座	62
●生活福祉資金・井原市社会福祉協議会福祉資金の貸付	62
●日常生活用具貸与事業	62
●車椅子短期貸出	63
●レクリエーション用品短期貸出	63
●チャイルドシート・ベビーカー・ジュニアシート短期貸出	63
●子どもの成長応援プロジェクト(制服や体操服のリサイクル)	63
●日常生活自立支援事業	64
●生活困窮者家計改善支援事業	64

### ふれあい福祉相談センター

●相談体制の充実	65
----------	----

### いばらサンサン交流館

●いばらサンサン交流館	66
-------------	----

## 参 考 資 料

井原市福祉基金助成事業	67
-------------	----

## 索 引

索引	71
----	----



# 児童・ひとり親家庭等のための福祉



## 児童福祉

### 保育園

☎ 問い合わせ先 | ■子育て支援課(児童保育係) ..... TEL : 0866-62-9517

保護者が仕事や病気などで子どもの保育ができないときに、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。産休や育休明け前からの入所申し込みもできます。

#### ●市内の施設

保育園名	電話	開所時間	延長保育	利用定員	利用可能年齢
甲南保育園(公)	0866-62-1610	7:30~19:00	●	90	3か月~就学前
芳井保育園(公)	0866-72-0203	7:30~19:00	●	45	
いばら保育園(私)	0866-62-1211	7:15~19:15	●	100	
出部保育園(私)	0866-62-1006	7:00~19:00	●	100	
きのこ保育園(私)	0866-62-4003	7:15~19:15	●	110	
高屋南保育園(私)	0866-67-0102	7:00~19:00	●	100	
せいび保育園(私)	0866-67-0184	7:00~19:00	●	70	
いずみ保育園(私)	0866-62-3300	7:00~20:00	●	70	
せいび四季が丘保育園(私)	0866-65-0090	7:00~19:00	●	80	
美星保育園(公設民営)	0866-87-2277	7:30~19:00	●	12	
つむぎキッズ(私)	0866-84-0300	7:30~18:30		9	6か月~2歳児
せいびキッズ小規模保育園(私)	0866-75-4321	7:30~19:00	●	12	3か月~2歳児

保育料については、国の制度に加えて市独自の施策により完全無償化としています。

### 一時預かり事業

☎ 問い合わせ先 | ■子育て支援課(児童保育係) ..... TEL : 0866-62-9517

パート勤務や私的都合のため、一時的な保育を必要とする子どもを保育する制度です。利用希望の場合は、事前に登録が必要です。登録は随時受け付けています。(甲南保育園、芳井保育園、いばら保育園、出部保育園、高屋南保育園、せいび保育園、いずみ保育園、せいび四季が丘保育園、美星保育園で実施)

### 子育て支援センター

☎ 問い合わせ先 | ■井原市子育て支援センター(甲南保育園内) ..... TEL : 0866-62-4970  
■たかや子育て支援センター(高屋南保育園内) ..... TEL : 0866-67-0102

育児相談、育児講座の開催、園開放等を行う子育て支援センターを開設しています。

### つどいの広場

☎ 問い合わせ先 | ■つどいの広場(井原保健センター2F) ..... TEL : 0866-62-7708

主に妊婦や0歳から3歳児の親子同士の交流の場として、また地域の子育て関連情報を提供する場として利用できます。子育てアドバイザーが相談に応じます。

【開設日時】 週5日(月~金曜日 ただし、祝祭日、年末年始を除く)

【利用時間】 9:30~12:00 13:00~16:00

## 子育てサポート事業

☎ 問い合わせ先 | ■ 子育て支援課（児童保育係）子育てサポート事業事務局 …………… TEL : 0866-62-9517

育児の援助を行いたい人（おまかせ会員）と、育児の援助を受けたい人（おねがい会員）を登録し、お互い会員同士で支え合う地域の援助活動です。利用希望者は事前の登録が必要です。

料 金 おねがい会員がおまかせ会員に直接支払います。

一般活動		軽度の病児	
基本活動日（月～土）7:00～20:00	1時間当たり <b>1,040円</b>	基本活動日（月～土）7:00～20:00	1時間当たり <b>1,090円</b>
日、祝日、上記以外の時間	1時間当たり <b>1,090円</b>	日、祝日、上記以外の時間	1時間当たり <b>1,190円</b>

（料金は令和7年9月現在のものです。岡山県の最低賃金に応じて変動します。）  
 ※交通費、食事、おやつ代、紙おしめ代等は、利用者の別途負担となります。※年末年始（12/28～1/4）は事業を行いません。

## 児童会館

☎ 問い合わせ先

■ 井原児童会館 …………… TEL : 0866-62-8117  
 ■ 木之子児童会館 …………… TEL : 0866-62-4404  
 ■ 高屋児童会館 …………… TEL : 0866-67-3760  
 ■ 芳井児童会館 …………… TEL : 0866-72-1312  
 ■ 子育て支援課（児童保育係） …………… TEL : 0866-62-9517

地域の児童に健全な遊び場を与えて、健康を増進し、情操を豊かにする児童厚生施設です。

【遊べる時間】 10:00～12:00 13:00～17:00

【休館日】 毎週月曜日、第3日曜日、年末年始（12月28日～1月4日）

## 母親クラブ

☎ 問い合わせ先

■ 井原市親子クラブ（井原児童会館） …………… TEL : 0866-62-8117  
 ■ 子育て支援課（児童保育係） …………… TEL : 0866-62-9517

児童会館を拠点に保護者が自主的に活動する組織です。さまざまなイベントを通して親子同士の交流を図り、お互いの悩みや子育てなど生活体験を話し合うことで親子の成長を支援しています。

## 放課後児童クラブ

☎ 問い合わせ先

■ 子育て支援課（子育て支援係） …………… TEL : 0866-62-9517

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校児童を対象に、学校・家庭・地域の協力のもと、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成と保護者の子育て支援を図ることを目的に実施しています。

【市内のクラブ】 井原わくわくクラブ、出部地区児童クラブ、四季が丘児童クラブ、いずえっ子クラブ、いずえっ子第2クラブ、高屋仲よしクラブ、たかやっ子クラブ、大江っ子児童クラブ、いなくらっ子夢クラブ、きのこ元気クラブ、県主児童クラブ、えばらっ子クラブ、のがみっ子クラブ、青野仲よしクラブ、西江原キッズA、西江原キッズB、芳井ふれあい児童クラブ、美星児童クラブ

## 児童手当

☎ 問い合わせ先

■ 子育て支援課（子育て支援係） …………… TEL : 0866-62-9517  
 ■ 芳井振興課（市民福祉係） …………… TEL : 0866-72-0110  
 ■ 美星振興課（市民福祉係） …………… TEL : 0866-87-3111

18歳到達後、最初の3月31日を迎えるまでの児童を養育している人に支給します。

### ● 支給額（月額）

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上から 高校生年代	10,000円	

※児童を養育している人の所得に関係なく、児童手当が支給されます。

### 支 給 月

毎年2月・4月・6月・8月・10月・12月に、それぞれの前月分までを支給します。

### 【現況届】

一部の方を対象に毎年6月に「現況届」を提出していただきます。この届は、毎年6月1日の状況を記載し、児童手当を引き続き受ける資格があるかどうか確認するためのものです。

# 児童・ひとり親家庭等のための福祉

## 児童福祉

### 児童虐待相談

☎ 問い合わせ先

■子育て支援課（こども家庭センター）	TEL : 0866-62-1114
■芳井振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-72-0110
■美星振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-87-3111
■家庭児童相談室	TEL : 0866-62-8090
■倉敷児童相談所井笠相談室	TEL : 0865-69-1680
■児童相談所全国共通ダイヤル	局番無しの 189 番(24時間対応)

### 児童福祉施設

☎ 問い合わせ先

■倉敷児童相談所井笠相談室	TEL : 0865-69-1680
---------------	--------------------

保護者の養育を受けられない乳幼児、保護者のいない児童、虐待されている児童、家庭環境等の理由で生活指導等を要する児童などを入所させる施設として、乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設等があります。

【市内の施設】市内に施設はありません。市外の施設に入所していただくことになります。

### 里親

☎ 問い合わせ先

■倉敷児童相談所井笠相談室	TEL : 0865-69-1680
■子育て支援課（こども家庭センター）	TEL : 0866-62-1114

何らかの事情により家庭での養育が困難、または受けられなくなった子ども等を迎えて、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育を行う方のことです。

### 障害児入所施設

☎ 問い合わせ先

■倉敷児童相談所井笠相談室	TEL : 0865-69-1680
---------------	--------------------

障害のある児童を入所させて自立生活に必要な技術知識を身につけます。

【市内の施設】市内にはありません。市外の施設を利用していただくことになります。

### 障害児通所支援給付

☎ 問い合わせ先

■福祉課（障害福祉係）	TEL : 0866-62-9518
■芳井振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-72-0110
■美星振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-87-3111

通所により、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適応訓練等を行います。  
(詳しくは26ページをご覧ください)

# ひとり親家庭等支援

## 児童扶養手当

☎ 問い合わせ先

- 子育て支援課（子育て支援係） ..... TEL : 0866-62-9517
- 芳井振興課（市民福祉係） ..... TEL : 0866-72-0110
- 美星振興課（市民福祉係） ..... TEL : 0866-87-3111

父（母）がいない児童や、父（母）が重度の障害の状態にある児童の父または母、養育者などの生活の安定や自立の促進を目的に支給します。

### ●手当月額（令和7年4月現在）

区分	全部支給	一部支給	支給月
児童1人のとき	46,690円	46,680円～11,010円	毎年1月・3月・5月・7月・9月・11月に支給します。
第2子以降加算	11,030円	11,020円～5,520円	

※本人や児童の所得や受けている公的年金、同居の親族の所得により支給が制限されます。

## 遺児激励金

☎ 問い合わせ先

- 子育て支援課（子育て支援係） ..... TEL : 0866-62-9517
- 芳井振興課（市民福祉係） ..... TEL : 0866-72-0110
- 美星振興課（市民福祉係） ..... TEL : 0866-87-3111

義務教育就学中の児童の保護者が死亡した場合は死亡見舞金、また、児童が小学校、中学校に入学したときは入学激励金、中学を卒業したときには卒業激励金及び卒業祝金を支給します。

種類	内容	支給額
入学激励金	小・中学校入学時に支給（所得制限あり）	10,000円
卒業激励金	中学校卒業時に支給（同上）	10,000円
保護者死亡見舞金	義務教育諸学校在学中における、父、母、後見人の死亡時に支給（同上）	10,000円
卒業祝金	中学校卒業時に支給（所得制限なし）	5,000円

## ひとり親家庭卒業祝金・就職祝金

☎ 問い合わせ先

- 子育て支援課（子育て支援係） ..... TEL : 0866-62-9517
- 芳井振興課（市民福祉係） ..... TEL : 0866-72-0110
- 美星振興課（市民福祉係） ..... TEL : 0866-87-3111

ひとり親家庭の児童が中学校を卒業したときに、卒業祝金（遺児激励金受給者を除く）を支給します。また中学校・高等学校を卒業（中途退学を含む）して3ヶ月以内に就職した人に就職祝金を支給します。

### ●支給額（児童1人につき）

卒業祝金（所得制限あり）	就職祝金（所得制限あり）
5,000円	12,000円



# 児童・ひとり親家庭等のための福祉

## ひとり親家庭等支援

### ひとり親家庭就学奨励費

☎ 問い合わせ先

■子育て支援課（子育て支援係）	TEL : 0866-62-9517
■芳井振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-72-0110
■美星振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-87-3111

市内の小学校・中学校に児童がいるひとり親家庭のうち、生活保護世帯、準要保護世帯を除く家庭に対し、学校教材費の一部を助成します。ただし、所得制限があります。

#### ●支給額（児童1人につき年額）

小学生	中学生
8,000円	10,000円

### ひとり親家庭激励研修旅行

☎ 問い合わせ先

■子育て支援課（子育て支援係）	TEL : 0866-62-9517
■芳井振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-72-0110
■美星振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-87-3111

ひとり親家庭の中学生までの子どもとその保護者を対象に一日旅行を実施します。

### ひとり親家庭等医療費の給付

☎ 問い合わせ先

■子育て支援課（子育て支援係）	TEL : 0866-62-9517
■芳井振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-72-0110
■美星振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-87-3111

ひとり親家庭等の人が医療を受けたとき、医療費の一部を公費で負担する制度です。世帯の所得の状況によって月額上限額が設定されるなど、所得制限があります。

### 高等職業訓練促進給付金等給付事業

☎ 問い合わせ先

■子育て支援課（子育て支援係）	TEL : 0866-62-9517
■芳井振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-72-0110
■美星振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-87-3111

母子家庭の母または父子家庭の父が就職に有利な資格を取得する際に、生活の負担軽減を図るための給付金を支給します。

対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、社会福祉士 等

#### ●支給額（令和7年4月現在）

区分	訓練促進給付金 (4年が上限となります)	修了支援給付金
市民税 非課税 世帯	月額 100,000円 (修学期間の最後の1年は月額 140,000円)	50,000円
市民税 課税 世帯	月額 70,500円 (修学期間の最後の1年は月額 110,500円)	25,000円

## 母子・父子自立支援員

☎ 問い合わせ先 | ■子育て支援課（子育て支援係） ..... TEL : 0866-62-9517

ひとり親家庭・寡婦家庭に対する相談相手となり、生活のことや家庭のこと、子どもの養育あるいは母子・父子・寡婦福祉資金の利用等の相談に応じています。相談内容についての秘密は堅く守られますので、お気軽にご相談ください。

## 母子生活支援施設

☎ 問い合わせ先 | ■子育て支援課（子育て支援係） ..... TEL : 0866-62-9517

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上のいろいろな問題のため子どもの養育が十分にできない場合、子どもと一緒に入所できる施設です。また、夫等からの暴力により保護を必要とする場合も入所が可能です。※市内に母子生活支援施設はありません。市外の施設を利用していただくことになります。

## DV（ドメスティックバイオレンス）相談

☎ 問い合わせ先	■倉敷市男女共同参画推進センター .....	TEL : 086-435-5670
	■岡山県女性相談支援センター .....	TEL : 086-235-6060
	■DV夜間・土曜電話相談 .....	TEL : 086-235-6161
	■子育て支援課（子育て支援係） .....	TEL : 0866-62-9517

配偶者等からの身体的、精神的等の暴力に悩んでいる人のために相談に応じています。



# 親子の健康づくり

## 不育治療費の助成

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課 (井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

専門医療機関等で不育症と診断され治療した人に対して、治療費の一部を助成します。

申請の受付期間 治療費の支払いが終了した日の属する月から3か月以内

対象者 ・交付申請日において、市内に1年以上住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦  
・交付申請日において、夫婦共に市税等の滞納がない人

助成内容 1回につき30万円を上限とし、一対象者につき3回まで

## 低所得者に対する初回産科受診料支援事業

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課 (井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

市民税非課税世帯、生活保護世帯等の妊婦に対し、妊娠判定に必要な診察、検査にかかる費用を助成します。(市販の妊娠検査薬で陽性反応が出た人が対象です)

助成内容 当該妊娠にかかる医療機関での1回の受診で、1万円を上限

## 母子健康手帳の交付

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課 (井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

産婦人科において妊娠の確定診断を受けたら、できるだけ早い時期に「妊娠の届出」をして母子健康手帳をもらいましょう。厚生労働省が推進している国民運動「健やか親子21」では「妊娠11週以内」の届出が推奨されています。手帳交付の際、30分程度説明のお時間をいただきます。事前に電話またはWebでご予約ください。

## 妊婦一般健康診査の助成

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課 (井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

妊婦に対して、妊婦一般健康診査に係る費用を助成します。

主な健診内容は、妊婦とおなかの赤ちゃんの健康状態をみるため、身体や血圧の測定、血液・尿などの検査を行います。安全な出産のためには健診が大切です。妊婦一般健康診査を必ず受けましょう。

※妊婦一般健康診査の定期受診日以外でも、異常を感じた時はその都度受診しましょう。

※母子保健ガイド (母子健康手帳別冊) にとじ込みの「妊婦一般健康診査依頼票 (受診券)」の各受診券に記載されている健診項目について、公費助成が受けられます。

## 妊婦歯科健康診査

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課 (井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

妊婦に対して、市内の歯科医院で妊娠中1回、歯科健康診査に係る費用を助成します。妊婦歯科健康診査無料受診票と母子健康手帳を持参し、受診してください。※受診票は母子健康手帳と同時に交付します。

受ける時期 妊娠中期 妊娠安定期の早い時期 (最適な時期は妊娠4か月～7か月)

## マタニティセミナー

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課 (井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

妊娠、出産、育児に関する不安をやわらげ、赤ちゃんを迎える準備のための教室を行います。

と き 保健事業計画表に記載、母子健康手帳交付時に案内

と ころ 井原保健センター

## 産婦健康診査の助成

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課（井原保健センター内） ..... TEL : 0866-62-8224

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦（産後8週間まで）に対して、最大で2回まで健康診査に係る費用を助成します。

※母子保健ガイド（母子健康手帳別冊）にとじ込みの「産婦健康診査依頼票（受診券）」に記載されている健診項目について、公費助成が受けられます。

## 新生児聴覚検査

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課（井原保健センター内） ..... TEL : 0866-62-8224

おおよそ生後6か月までの赤ちゃんを対象に産科医療機関で実施する、赤ちゃんの耳の間こえの検査（新生児聴覚検査）に係る費用を助成します。

## 新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課（井原保健センター内） ..... TEL : 0866-62-8224

赤ちゃんの健やかな成長と育児を応援するため、赤ちゃんが生まれた家庭全てを保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認を行い、発育・育児についてご相談に応じます。

## 未熟児訪問

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課（井原保健センター内） ..... TEL : 0866-62-8224

赤ちゃんの出生児の体重が2,500g未満の時は、低体重児出生届が必要ですので、健康医療課（井原保健センター内）へご連絡ください。保健師が訪問し、発育・育児についてご相談に応じます。

## 出産サポート119

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課（井原保健センター内） ..... TEL : 0866-62-8224

妊婦情報を事前登録することで、緊急時に産科医療機関への搬送をスムーズにします。

対象者 市内に居住する妊婦（里帰り出産の妊婦も含まれます）

## 妊婦のための支援給付

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課（井原保健センター内） ..... TEL : 0866-62-8224

妊娠中および産後にかかる費用として2回に分けて、それぞれ給付金を支給します。

対象者 妊婦

支給内容 1回目 妊婦1人当たり5万円  
 2回目 胎児1人当たり5万円

# 親子の健康づくり

## 産後ママあんしんケア事業

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課 (井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

産後のお母さんと赤ちゃんのために、医療機関や助産所で宿泊又は日帰りで育児指導などを受けることができます。

申請窓口 健康医療課 (井原保健センター内)

内容

- ・産後の母体管理、生活面、子育てに関する指導
- ・沐浴の指導、乳児の発育チェック
- ・乳房のケア、授乳方法の指導 他

※利用されるときは事前にご相談ください。

## 養育医療費の助成

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課 (井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

生後すみやかに適切な処置を講ずる必要がある未熟児に対して、その養育に必要な医療費を助成します。

申請窓口 健康医療課 (井原保健センター内)

申請に必要なもの

- ①養育医療給付申請書 (申請者が記入)
- ②養育医療意見書 (医師が記入)
- ③所得課税証明書 (転入などの理由で井原市で証明できない場合に限り)
- ④所得税額等を証明する書類 (世帯全員について必要) 又は同意書
- ⑤申出書
- ⑥世帯調書 (同一世帯家族全員分)
- ⑦個人番号 (マイナンバー) 確認書類 (同一世帯家族全員分)

※指定医療機関の医師による診断があった場合に助成します。  
※手続きが遅れた場合は、医療費の助成を受けられないことがありますので、ご注意ください。

## 乳幼児健康診査

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課 (井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

乳児一般健康診査 母子保健ガイドに受診票が2枚付いています。  
この受診票により乳児 (0歳児) は2回、医療機関で健康診査が受けられます。発育・発達面でとても大切な時期です。ぜひ受診してください。受診票が使用できるのは、岡山県内の医療機関のほか、県外契約の医療機関です。

### ●乳幼児健康診査 ところ：井原保健センター

乳幼児健康診査種類	内 容
4か月児健康診査 (4～5か月児)	体格測定・内科診察・離乳食相談・育児相談・ブックスタート
1歳6か月児健康診査 (1歳6～7か月児)	体格測定・内科診察・歯科診察・歯科相談・幼児食相談・育児相談・発達相談 (要予約)
2歳児健康診査 (2歳5～6か月児)	体格測定・歯科診察・歯科相談・幼児食相談・育児相談・発達相談 (要予約)・セカンドブック
3歳児健康診査 (3歳5～6か月児)	体格測定・内科診察・歯科診察・歯科相談・目の検査・幼児食相談・育児相談・発達相談 (要予約)

※井原保健センター内で行う乳幼児健康診査は、健診日の1か月前までに通知します。

## すくすく交流会

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課（井原保健センター内） ..... TEL : 0866-62-8224

生後3～4か月の児と保護者を対象に、体格測定や育児相談を実施します。

と き 保健事業計画表に記載      ところ 井原保健センター      ※対象者には、1か月前までに通知します。

## ごっくん教室・かみもぐ教室

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課（井原保健センター内） ..... TEL : 0866-62-8224

離乳食づくりの学習会を実施します。

と き 保健事業計画表に記載      ところ 井原保健センター      ※利用されるときは事前にご予約ください。

## クッキングセミナー

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課（井原保健センター内） ..... TEL : 0866-62-8224

調理実習を通して、妊娠中やお子さんの食事づくりの学習会を実施します。

と き 保健事業計画表に記載      ところ 井原保健センター      ※利用されるときは事前にご予約ください。

## きらり広場

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課（井原保健センター内） ..... TEL : 0866-62-8224

発達や育児のことで心配があるなどの親子を対象に、小集団による遊びや相談を実施します。

と き 保健事業計画表に記載      ところ 井原保健センター      ※利用されるときは事前にご予約ください。

# 親子の健康づくり

## 予防接種

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課（井原保健センター内） ..... TEL : 0866-62-8224

子どもを病気から守り健やかな成長に役立つよう、適切な時期に予防接種を実施します。

予防接種の種類	対象年齢
ロタウイルス ロタリックス	出生6週0日後から24週0日後まで
ロタテック	出生6週0日後から32週0日後まで
小児肺炎球菌	生後2か月～60か月未満
Hib	生後2か月～60か月未満
五種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ、Hib）	生後2か月～90か月未満
四種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ）	生後2か月～90か月未満
BCG	生後1歳に至るまで
MR（麻しん風しん混合）1期	生後12か月～生後24か月に至るまで
MR（麻しん風しん混合）2期	5歳以上7歳未満で、小学校入学前の1年間
日本脳炎1期	生後6か月～90か月に至るまで
日本脳炎2期	9歳以上13歳未満 ※1
二種混合（ジフテリア、破傷風）2期	11歳以上13歳未満
子宮頸がん	小学校6年～高校1年生相当の女子
水痘（みずぼうそう）	生後12か月～生後36か月に至るまで
B型肝炎	生後1歳に至るまで

### 【実施医療機関】

保健事業計画表に記載。事前に電話予約が必要です。岡山県内の協力医療機関でも接種できます。県外で接種する場合は、事前に健康医療課（井原保健センター内）での手続きが必要です。対象年齢に該当する人の料金は無料です。

※1 平成11年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は、20歳未満までの間接種できます。

## 骨髄移植等の予防接種 再接種費の助成

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課（井原保健センター内） ..... TEL : 0866-62-8224

骨髄移植手術やその他の理由により、過去に受けた定期予防接種で得た免疫が低下または消失し、予防効果が期待できないと医師に判断されている場合、再接種にかかる費用を助成します。

対 象 者 再接種日時点で20歳未満の人 ※事前に申請が必要です。

## 子ども医療費の給付

☎ 問い合わせ先 | ■子育て支援課（子育て支援係） ..... TEL : 0866-62-9517  
 ■芳井振興課（市民福祉係） ..... TEL : 0866-72-0110  
 ■美星振興課（市民福祉係） ..... TEL : 0866-87-3111

満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童に対して、医療費のうち保険診療による自己負担額の全額を給付します。

対象となる人 市内に住民登録があり、健康保険に加入している児童。  
 ただし、社会保険の被保険者及び、所得税法上の扶養親族の要件に当てはまらない児童は除く。

# 成人・高齢者のための保健

## 健康診査

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課(井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

がん、心臓病、脳卒中などの疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、生活習慣を見直す機会とするために、各種健康診査を実施します。

下記の検診を集団検診・個別検診にて実施します。

個別検診をご希望の場合は、医療機関へお問い合わせの上、受診してください。

### ●費用負担(令和6年度料金)

検診の種類		対象年齢 ※1	料 金 ※2							
75歳以上の健康診査 (血圧測定・検尿・内科・血液検査等)		75歳以上	無 料							
肺がん検診		40歳以上	無 料							
肺がん喀痰検診 ※集団検診のみ実施		40～69歳	700円							
		70歳以上	無 料							
胃がん検診		40～69歳	900円							
		70歳以上	無 料							
大腸がん検診		40～69歳	300円							
		70歳以上	無 料							
前立腺がん検診		50～69歳	<table border="1"> <tr> <td>国保人間ドック</td> <td rowspan="2">同時</td> <td rowspan="2">700円</td> </tr> <tr> <td>国保特定健康診査</td> </tr> <tr> <td>単独検診</td> <td></td> <td>1,200円</td> </tr> </table>	国保人間ドック	同時	700円	国保特定健康診査	単独検診		1,200円
		国保人間ドック	同時	700円						
国保特定健康診査										
単独検診		1,200円								
		70歳以上	無 料							
肝炎ウイルス検診	B型・C型	・40歳以上	500円							
	B型のみ	・過去に市の肝炎ウイルス検診を受けたことのない人	100円							
	C型のみ		400円							
	B型・C型 (B型・C型のみ含む)	70歳以上	無 料							
子宮がん検診	頸部がん検診	20～69歳	1,000円							
		70歳以上	無 料							
	頸部・体部がん検診 ※個別検診のみ実施	20～69歳で医師が必要と認める人	2,100円							
		70歳以上で医師が必要と認める人	無 料							
乳がん検診	マンモグラフィ	40歳代(2方向)	2,100円							
		50～69歳(1方向)	1,600円							
		70歳以上(1方向)	無 料							
胃がんリスク検診(ABC検診) ※個別検診のみ実施		20歳以上の5歳刻みの年齢の人 (20・25・30・35…)	1,000円							
		70歳以上で5歳刻みの年齢の人	無 料							
骨粗しょう症検診 ※個別検診のみ実施		30・35・40・45・50・55・60・65歳	900円							
		70歳	無 料							
歯周病検診 ※個別検診のみ実施		20～69歳	500円							
		70歳以上	無 料							

※1 検診(健診)の対象年齢は、年度末年齢です。

※2 検診料金等変更する場合があります。保健事業計画表等でご確認ください。

## がん患者ウィッグ等購入費用助成事業

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課(井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

がん治療により脱毛等の外見の変化が生じた方、生じる方に対しウィッグ、補整下着等の購入費用を助成します。助成額は購入費(税込み)2分の1の額で上限3万円です。

購入した日の翌日から1年以内に申請書類を健康医療課へ提出してください。

# 成人・高齢者のための保健

## 新型コロナウイルス予防接種

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課 (井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

高齢者の新型コロナウイルス感染症による重症化を予防するため、予防接種を実施します。

対象となる人	① 65歳以上の人 ② 60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害のある人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害のある人 (障害者手帳1級程度)
実施医療機関	市内・県内協力医療機関 (要予約) ※県外の医療機関で受ける人は、接種前に健康医療課 (井原保健センター内) での手続きが必要です。
期 間	10月～3月
本人負担	3,000円

## インフルエンザ予防接種

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課 (井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

高齢者のインフルエンザを予防するため、予防接種を実施します。

対象となる人	① 65歳以上の人 ② 60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害のある人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害のある人 (障害者手帳1級程度)
実施医療機関	市内・県内協力医療機関 (要予約) ※県外の医療機関で受ける人は、接種前に健康医療課 (井原保健センター内) での手続きが必要です。
期 間	10月～3月
本人負担	1,000円

## 高齢者肺炎球菌予防接種

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課 (井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

高齢者の重篤な肺炎を予防するため、予防接種費用の一部を助成します。助成は生涯に1回限りです。既に肺炎球菌ワクチンの助成を受けたことがある人は対象外です。

### ●定期接種

対象となる人	① 接種日の年齢が65歳の人 ② 60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害のある人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害のある人 (障害者手帳1級程度)
実施医療機関	市内・県内協力医療機関 (要予約) ※県外の医療機関で受ける人は、接種前に健康医療課 (井原保健センター内) での手続きが必要です。
助成金額	3,500円 (接種料金との差額は自己負担となります)

### ●任意接種

対象者となる人	接種日の年齢が70歳以上の人
実施医療機関	市内・協力医療機関 (要予約) ※市外県外の医療機関で受ける人は、接種前に健康医療課 (井原保健センター内) での手続きが必要です。
助成金額	3,500円 (接種料金との差額は自己負担となります)

## 成人用風しん予防接種

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課(井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

先天性風しん症候群の予防を目的として、妊娠を希望する女性とそのパートナーを対象に、予防接種費用の一部を助成します。

対象となる人	事前の抗体検査の結果、抗体価が低く、予防接種を実施した方がよいと認められた人で、次のいずれかに該当する人。 ① 妊娠を希望している女性 ② 妊娠中又は妊娠を希望している女性の配偶者及び同居人 ※②に該当する人は、審査にあたり、住民台帳により同居の有無等を確認します。
実施医療機関	予防接種を受ける医療機関の指定はありません
助成金額	風しん単独ワクチン 7,000円(上限) 麻しん風しん混合ワクチン(MR) 10,000円(上限) ※助成はいずれかのワクチン、1人1回限り
申請窓口	健康医療課
申請に必要なもの	① 抗体価がわかるもの(抗体検査結果通知など) ③ 通帳など、振込先の口座番号がわかるもの ② 接種費の領収書・明細書

## 骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課(井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

骨髄バンク事業によるドナー(骨髄等提供者)とドナーが勤務する事業所の負担を軽減するとともに、骨髄・末梢血幹細胞の移植の推進を図るため助成します。

対象となる人	① 市内に住所があり(財)日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等を提供した人(ドナー) ② ①のドナーを雇用する国内の事業所 ※国、地方公共団体及び独立行政法人を除く
助成額	① ドナーに対して(※1回の骨髄等の提供につき105,000円が限度) ・通院1日あたり 5,000円×通院日数 ・入院1日あたり 20,000円×入院日数 ② 事業所に対して(※1回の骨髄等の提供につき90,000円が限度) ・休業1日あたり 10,000円×休業日数
申請窓口	健康医療課(骨髄等の提供が完了した日から90日以内に)
提出に必要なもの	① 申請書及び請求書 ② 日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類(ドナーのみ) ③ 助成対象ドナーの雇用を証明する書類(事業所のみ)

## 健康相談

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課(井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

身体や心の健康づくりについて保健師や栄養士等が相談に応じ、本人やその家族に対して必要な保健指導を行います。

## 健康講座

☎ 問い合わせ先 | ■健康医療課(井原保健センター内) ..... TEL:0866-62-8224

健康で生きがいをもった生活を送るために、食生活や運動および身体や心の健康について講座を行います。

# 障害者のための福祉

## 手帳

☎ 問い合わせ先

■福祉課（障害福祉係）…………… TEL : 0866-62-9518 FAX : 0866-62-9310  
■芳井振興課（市民福祉係）…………… TEL : 0866-72-0110  
■美星振興課（市民福祉係）…………… TEL : 0866-87-3111

### ● 身体障害者手帳

身体に障害のある人が各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。  
手帳は障害の程度により1級から6級に区分されます。

対象となる人 視覚、聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく、上肢、下肢、体幹、脳原性による運動機能、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある人

必要なもの 交付申請書、指定医の診断書、写真1枚（縦4cmx横3cm、上半身・脱帽・1年以内に撮影されたもの）、個人番号（マイナンバー）が分かるもの、本人確認書類

### ● 療育手帳

知的障害のある人が各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。  
手帳は障害の程度により、A・Bに区分されます。

対象となる人 児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障害と判定された人

判定機関 倉敷児童相談所・知的障害者更生相談所倉敷支所・倉敷児童相談所井笠相談室で面接・判定（要予約）を受けます。なお、倉敷・笠岡まで出向くことができない人のために、毎月第3金曜日に井原市教育相談室で巡回相談（要予約）があります。（詳しくは31ページをご覧ください）

必要なもの 交付申請書、写真1枚（縦4cmx横3cm、上半身・脱帽・1年以内に撮影されたもの）、個人番号（マイナンバー）が分かるもの、本人確認書類

### ● 精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある人が各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。  
手帳は障害の程度により1級から3級に区分されます。

対象となる人 精神疾患を有する人（知的障害者を除く）のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人

必要なもの 交付申請書、医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）または障害年金（精神障害を事由とする）の証書の写し、裁定通知書の写し、直近の振込通知書の写し、写真1枚（縦4cmx横3cm、上半身・脱帽・1年以内に撮影されたもの）、個人番号（マイナンバー）が分かるもの、本人確認書類

## 医療費

☎ 問い合わせ先

■福祉課（障害福祉係）…………… TEL : 0866-62-9518 FAX : 0866-62-9310  
■芳井振興課（市民福祉係）…………… TEL : 0866-72-0110  
■美星振興課（市民福祉係）…………… TEL : 0866-87-3111

### ● 障害者医療費公費負担制度（令和7年4月1日～障害者医療費公費負担制度に名称が変わりました）

心身に重度の障害のある人が容易に医療を受けられるようにするため、その医療費の一部を公費で負担する制度です。ただし、所得制限があります。

対象となる人 市内に住所を有する  
・身体障害者手帳1級または2級の人  
・療育手帳A判定の人  
・身体障害者手帳3級と療育手帳B判定（中度）の両方を所持している人  
令和7年4月1日～  
・精神障害者保健福祉手帳1級と自立支援医療（精神通院）受給者証の両方を所持している人

※65歳以上の人が新規に重度障害になった場合には、この制度の対象になりません。  
一定以上の障害のある人は、満65歳から後期高齢者医療保険による医療を受けることができます。

費用の負担 原則として医療費の1割を負担していただきます。  
ただし、世帯の所得の状況等に応じて1か月の負担上限額が定められます。



# 障害者のための福祉

## ● 後期高齢者医療保険への早期加入

65歳以上75歳未満で一定の障害のある人は、現在加入している医療保険を脱退し、申請により後期高齢者医療制度へ加入し、医療を受けることができます。

### 対象となる人

- ・身体障害者手帳1～3級の人
- ・身体障害者手帳4級（音声・言語障害、下肢障害の一部）の人
- ・療育手帳A判定の人
- ・精神障害者保健福祉手帳1～2級の人
- ・障害年金1～2級の人

### 問い合わせ先

市民課（保険年金係） TEL：0866-62-9514

## 手当等

### ☎ 問い合わせ先

- 福祉課（障害福祉係）…………… TEL：0866-62-9518 FAX：0866-62-9310
- 芳井振興課（市民福祉係）…………… TEL：0866-72-0110
- 美星振興課（市民福祉係）…………… TEL：0866-87-3111

## ● 特別児童扶養手当

20歳未満の心身に中度以上の障害、疾病のある児童を家庭において養育している保護者に支給します。ただし、所得制限があります。

### 支給額

- ・1級（重度）児童1人につき月額56,800円 （令和7年4月現在）
- ・2級（中度）児童1人につき月額37,830円 / 4月、8月、11月の3回に分けて支給します。

## ● 障害児福祉手当

心身に重度の障害がある在宅の20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする児童に支給します。ただし、所得制限があります。

### 支給額

月額16,100円 / 5月、8月、11月、2月の4回に分けて支給します。 （令和7年4月現在）

## ● 特別障害者手当

心身に重度の障害が重複してある在宅の20歳以上で、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給します。ただし、所得制限があります。

### 支給額

月額29,590円 / 5月、8月、11月、2月の4回に分けて支給します。 （令和7年4月現在）

## ● 身体障害・知的障害児童年金

20歳未満の心身障害児を養育している保護者に支給します。ただし、障害児福祉手当受給対象児は除かれます。

### 対象となる人

身体障害者手帳1～4級の人  
療育手帳A判定、療育手帳B判定（中度）の人

### 支給額

重度：年額90,000円 中度：年額50,000円 / 9月、3月の2回に分けて支給します。

## ● 障害基礎年金

20歳以上で、日本年金機構が定める障害状態にある人に支給されます。

### 支給額

1級：年額1,039,625円 2級：年額831,700円 （令和7年4月現在）

### 問い合わせ先

市民課（保険年金係） TEL：0866-62-9514

## ● 在宅介護激励金

在宅で、障害者、寝たきりまたは認知症のある高齢者を常時介護している人に支給します。

### 対象となる人

- 市内に居住し、次のいずれかに該当する同居（同世帯）の人を引き続き、6か月以上常時介護している人
- ・身体障害者手帳1、2級の交付を受けている20歳以上の人で寝たきり状態の人
  - ・療育手帳Aの交付を受けている20歳以上の人
  - ・65歳以上の認知症の状態であつて介護3以上の人
  - ・20歳以上の寝たきりで要介護3以上の人
  - ・障害名が視覚障害で身体障害者手帳1級を所持している20歳以上の人

### 支給月

9月末、3月末の2回に分けて支給します。

### 支給額

年額50,000円（年度途中で資格喪失の場合は、該当月数分支給）

### ●心身障害者祝金

市内に1年以上住所を有する人が、結婚（初婚に限る）した場合や20歳になった場合に交付します。

対象となる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の身体障害者手帳1～3級の人</li> <li>・在宅の療育手帳所持の人</li> <li>・在宅の精神障害者保健福祉手帳所持の人</li> </ul>
--------	--

支給額	結婚祝金（1人）：50,000円 成人祝金（1人）：20,000円
-----	-----------------------------------

### ●心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）を扶養している保護者が一定の掛金を納めることで、自身が死亡したとき、または重度の障害を負ったときに、心身障害者（児）に対して年金が支給されます。

対象となる人	身体障害者手帳1～3級、知的障害者（児）、前記と同程度の障害のある人を扶養している65歳未満の人で、特別の疾病、障害のない人
--------	--

掛金	月額1口9,300円から23,300円まで加入年齢に応じて異なります。（2口まで加入できます）
----	---

支給額	1口加入者：月額20,000円 2口加入者：月額40,000円
-----	---------------------------------

### ●心身障害者扶養共済制度加入保険料助成

心身障害者扶養共済制度に加入し掛金を納付している人に対して、掛金の3分の1の額を助成します。ただし、2口目は除きます。

## 補装具・日常生活用具

☎ 問い合わせ先

- 福祉課（障害福祉係）…… TEL:0866-62-9518 FAX:0866-62-9310
- 芳井振興課（市民福祉係） TEL:0866-72-0110
- 美星振興課（市民福祉係） TEL:0866-87-3111

### ●補装具費の支給

身体障害者（児）の就労その他日常生活の能率向上を図るため、補装具の購入費・修理費の一部を支給します。補装具の購入の前に申請する必要があります。

対象となる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳を所持している18歳以上の人で、補装具の給付が必要であると認められる人（岡山県身体障害者更生相談所の判定、または医師の意見書によって判定されます）</li> <li>・身体障害者手帳を所持している18歳未満の人で、補装具の給付が必要であると認められる人（申請には、指定自立支援医療機関の意見書が必要です）</li> <li>・障害者総合支援法に規定する難病患者等（岡山県身体障害者更生相談所の判定、または医師の意見書によって判定されます）</li> </ul>
--------	---

#### 補装具の種類

肢体不自由	義肢	義手	視覚障害	盲人安全つえ
		義足		義眼
		装具		眼鏡
	姿勢保持装置	聴覚障害	補聴器	
	座位保持いす（児童のみ）	屋内用		
		屋外用 車載用		
車いす*				
電動車いす*				
歩行器*				
歩行補助つえ*				
肢体不自由及び音声言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置			

※\*は、介護保険での貸与が優先となる装具です。

費用の負担	原則として、補装具の費用の1割（市民税非課税世帯は無料）を負担していただきます。ただし、世帯の所得に応じた負担上限額があります。
-------	--



# 障害者のための福祉

## ● 日常生活用具給付事業

在宅の重度障害者（児）に対し、日常生活の便宜を図るために給付または貸与します。（原則65歳未満）※事前の申請が必要です。

対象となる人	市内に住所を有する65歳未満の人で、 <ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳を所持している人</li><li>・療育手帳を所持している人</li><li>・精神障害者保健福祉手帳を所持している人</li><li>・障害者総合支援法に規定する難病患者等</li></ul> ※ただし、介護保険対象外用具については65歳以上であっても対象となることがあります。
--------	---

## 日常生活用具の種類

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児童のみ）、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、歩行支援用具（手すり、スロープ等）、頭部保護帽（ヘッドギア）、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、盲人用体温計（音声式）、盲人用血圧計（音声式）、盲人用体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、ファックス、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話、点字図書、人工内耳体外装置、人工内耳用電池（充電器を含む）
排せつ管理支援用具	ストーマ装具（消化器系、尿路系）、紙おむつ等（3歳以上）、収尿器（しびん）

費用の負担	日常生活用具購入価格の1割を負担（市民税非課税世帯は無料）していただきます。ただし、世帯の所得に応じた1か月の負担上限額があります。※用具ごとに対象要件が異なります。詳細はお問い合わせください。
-------	---

## ● 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るために日常生活用具を給付します。※事前の申請が必要です。

対象となる人	小児慢性特定疾病児童（児童福祉法及び障害者総合支援法の施策の対象とならない者）
日常生活用具の種類	便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系、尿路系）、人工鼻

費用の負担	収入の状況に応じて、日常生活用具購入価格の一部を負担していただきます。※用具ごとに対象要件が異なります。詳細はお問い合わせください。
-------	--

## ● 難聴児補聴器購入費助成事業

軽度・中等度の難聴のある子どもを対象に、補聴器の購入費を助成します。 ※事前の申請が必要です。

対象となる人	市内に住所を有する両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の難聴のある子ども。
--------	---

助成額	補聴器購入費の3分の2。 ただし、補聴器の種類ごとの基準額を限度とします。 また、更新の場合は、原則として前回購入から5年経過後とします。 ※医師が装用の必要を認めるときは、30dB未満でも対象となります。
-----	--

## 意思疎通支援

☎ 問い合わせ先

■福祉課(障害福祉係) …… TEL:0866-62-9518 FAX:0866-62-9310  
 ■芳井振興課(市民福祉係) TEL:0866-72-0110  
 ■美星振興課(市民福祉係) TEL:0866-87-3111

聴覚障害者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

**対象となる人** 市内に居住または勤務する聴覚障害者等で、手話通訳者等がいなければ、健聴者との円滑な意思の疎通を図ることが困難な人

**派遣の要件** ・公的機関における用務、医療機関における受診など社会生活上意思疎通支援が必要な場合。  
 ・各種行事への参加、研修・講座・講演等への参加、冠婚葬祭への参加など、社会参加促進の観点から意思疎通支援が必要な場合。※ただし、会社または学校等の恒常的な業務は対象となりません。

**利用料** 無料

### 緊急時の手話通訳者派遣制度

聴覚障害者がある人が、急病や事故などにより救急搬送された場合に、搬送先の医療機関等へ24時間体制で手話通訳者を派遣します。この制度を利用するためには、あらかじめ届出書の提出が必要です。

### ● 奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等が社会参加する上で必要な手話奉仕員、要約筆記奉仕員を養成しています。市では、この事業を井原市社会福祉協議会へ委託しています。

### ● 声の広報

視覚障害のある人に「広報いばら」をCDに録音してお送りしています。ご希望の人は、福祉課へお申し出ください。

### ● テープ図書・点字図書の貸出

視覚障害のある人にテープ図書や点字図書の貸し出しを行っています。

**問い合わせ先** 井原図書館 TEL 0866-62-0822

### ● ファックス使用料金の助成

コミュニケーション、緊急連絡の手段としてファックス使用の必要性が認められる人に対して月額基本料金相当額を助成します。

**対象となる人** 身体障害者手帳1～3級(聴覚・音声・言語機能障害に限る)の人

### ● 青い鳥郵便はがきの配布

郵便局では、希望される人に青い鳥郵便はがきを20枚無料で配布しています。

**対象となる人** ・身体障害者手帳1～2級の人 ・療育手帳A判定の人

**受付期間** 4月1日から5月31日まで

**問い合わせ先** お近くの郵便局

# 障害者のための福祉

## 住宅改造

☎ 問い合わせ先

■福祉課(障害福祉係) …… TEL:0866-62-9518 FAX:0866-62-9310  
■芳井振興課(市民福祉係) TEL:0866-72-0110  
■美星振興課(市民福祉係) TEL:0866-87-3111

### ●住宅改修費の助成(日常生活用具給付事業)

在宅の重度障害者(児)に日常生活の便宜を図るため、住宅改修費用の一部を助成します。※事前の申請が必要です。

対象となる人

- ・市内に居住する在宅の65歳未満で、身体障害者手帳に下肢機能または体幹機能にかかる障害の程度が3級以上と記載されている人
- ・障害者総合支援法に規定する難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある人

費用の負担

住宅改修費(上限400,000円)の1割(市民税非課税世帯は無料)を負担していただきます。ただし、世帯の所得に応じた負担上限額があります。

### ●住宅設備改良費助成

市県民税非課税世帯に属する在宅の高齢者や重度の障害のある人が生活しやすいように浴室、便所、台所などを改良する場合に費用の一部が助成されます。ただし、介護保険制度や他の助成制度の対象となる人は除きます。助成金の交付決定後、住宅改良の工事着手になります。

対象となる人

- ・身体障害者手帳1～3級の人
- ・療育手帳A判定の人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ・身体障害者手帳1～3級の人、療育手帳A判定の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人を介護している人
- ・65歳以上の高齢者を含む世帯に属する人
- ・障害者総合支援法に規定する難病患者等

助成限度額

住宅設備改良に要する経費の3分の2の額(200,000円以内)

### ●居宅整備資金の貸付

市内に住所のある障害者本人または障害者を扶養する同居の親族に対し、障害者の日常生活の便宜を図るため障害者の居宅を増改築するのに必要な費用を貸し付けます。

費用の負担

- ・身体障害者手帳1～4級の人またはその同居親族
- ・療育手帳A判定の人またはその同居親族

貸付限度額

1,800,000円(無利息)





# 障害者のための福祉

## ●ほっとパーキングおかやま駐車場利用許可制度

障害などのため歩行が困難な方に、岡山県が利用者証を交付し、身体障害者等用駐車場（岡山県と協定している駐車場）を優先的に利用できる制度です。

対象となる人	<b>身体障害者</b> 視覚障害：1～4級 平衡機能障害：3、5級 肢体不自由：上肢1、2級 下肢1～6級 体幹1、2、3、5級 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害：上肢機能1、2級 移動機能1～6級 心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害：1、3、4級 肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害：1～4級
	<b>知的障害者</b> 療育手帳 A
	<b>精神障害者</b> 精神障害者保健福祉手帳 1級
	<b>高齢者</b> 介護保険被保険者証の要介護状態区分 要介護1～5
	<b>難病患者</b> 特定疾患医療受給者
	<b>けが人</b> 車いす、杖等の使用が必要であると認められる人（医師の診断書が必要）
	<b>妊産婦</b> 妊娠7か月から産後2年までの人（母子健康手帳が必要）
	<b>その他</b> 診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる人

## ●自動車操作訓練費および自動車改造費助成事業

重度身体障害者が就労、日常生活等に必要の自動車運転免許を取得、または自動車を改造する場合に、その経費の一部を助成します。※事前の申請が必要です。

対象となる人	<b>自動車操作訓練費</b> 市内に住所を有する重度身体障害者で免許取得により社会参加が促進される人
	<b>自動車改造費</b> 市内に住所を有する重度の上肢、下肢または体幹機能の障害者で、就労、日常生活等に伴い自らが所有する自動車の操向装置および駆動装置の一部を改造する必要がある人。ただし、所得制限があります。また、1人につき1台を対象とし、原則として5年に1回の助成を限度とします。
助成金額	<b>自動車操作訓練費</b> 免許取得に直接要した経費の1/2以内（上限100,000円）
	<b>自動車改造費</b> 操向装置および駆動装置の改造に直接要した経費の額（上限100,000円）

## ●福祉車両購入費等助成事業

車いすを使用する重度身体障害者の外出を容易にするため、福祉車両の購入または改造をする必要がある場合に、その費用の一部を助成します。※事前の申請が必要です。

対象となる人	市内に1年以上住所を有し、身体障害者手帳の交付を受け、車いすを使用しなければ移動することが困難な状態が継続すると認められる重度身体障害者または生計を一にする同居の人。ただし、所得制限があります。また、1人につき1台を対象とし、原則として10年に1回の助成を限度とします。
助成金額	上限100,000円

## ●施設通所者（児）の交通費の助成

井原市から特別支援学校や福祉施設に通学、通所する身体障害者、知的障害者（児）、精神障害者、障害者総合支援法に規定する難病患者等で、公共の交通機関、または自家用車を利用して、通学、通所している人およびその家族に、通学、通所に必要な交通費またはガソリン代を助成します。

助成額	・定期乗車券及び回数券（定期券購入より有利な場合に限り）の購入に要した自己負担額の2分の1
通所助成額	・自家用車で通学、通所する場合のガソリン代 月額4,000円以内
助成額	・親族の病気等の事由により長期的に送迎が困難になった場合、その送迎に係る交通費
緊急助成額	・送迎に要した経費の10分の9 40,000円以内（1か月のみ）

## ●人工透析患者の通院交通費等の助成

通院により人工透析を受けている低所得者（市県民税非課税の人）、在宅血液透析を行っている人。ただし、福祉タクシー料金または福祉バス料金の助成を受けている人を除きます。

助成額	月額4,000円以内
-----	------------

## 税金・公共料金・選挙等

### ● 市県民税・軽自動車税・所得税などの軽減

障害の状況等によって、市県民税、軽自動車税、所得税などの控除や減免が受けられます。

対象となる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳を所持している人</li> <li>・療育手帳を所持している人</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳を所持している人</li> </ul>		
問い合わせ先	<b>市 県 民 税</b>	税務課（市民税係）	TEL：0866-62-9510
	<b>軽自動車税・種別割</b>	税務課（納税係）	TEL：0866-62-9509
	<b>所得税・相続税・贈与税</b>	笠岡税務署	TEL：0865-62-3111
	<b>自動車税・環境性能割</b>	備中県民局税務部課税課	TEL：086-434-7071

### ● NHK放送受信料の免除

放送受信料の全額または半額が免除されます。

対象となる人	<b>全額免除</b>	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している人を世帯員に有し、その世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	<b>半額免除</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳を所持している視覚障害者・聴覚障害者が世帯主で契約者の場合</li> <li>・身体障害者手帳1～2級の人が世帯主で契約者の場合</li> <li>・療育手帳Aの人が世帯主で契約者の場合</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級の人が世帯主で契約者の場合</li> </ul>

### ● NTT無料電話案内

「104」の番号案内が無料になります。

対象となる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1～2級（上肢・体幹障害）の人</li> <li>・身体障害者手帳1～6級（視覚障害）の人</li> <li>・療育手帳を所持している人</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳を所持している人</li> </ul>
問い合わせ先	NTT フリーダイヤル TEL：0120-104174

### ● 携帯電話基本使用料等の障害者割引

対象となる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳を所持している人</li> <li>・療育手帳を所持している人</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳を所持している人</li> </ul>
問い合わせ先	契約されている携帯電話会社

### ● 公共施設等の入場料の免除

市内の施設	井原市立平櫛田中美術館 ⇨ 入館料無料
	B & G 海洋センター ⇨ 利用料半額
	A S U W A ⇨ 利用料半額（同伴者無料）
	中世夢が原 ⇨ 大人（中学生以上）300円、小学生以下無料
	美星天文台 ⇨ 150円
	井原市グラウンド・ゴルフ場会員券 ⇨ 半額

※その他の施設でも入場料の減免があります。直接、施設窓口へお問い合わせください。

### ● 郵便による投票

身体障害者手帳の交付を受けている人で両下肢、体幹、移動機能の障害が1～2級または、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸のいずれかの障害で1～3級の人には郵便による投票ができます。事前に選挙管理委員会での手続きが必要です。

問い合わせ先	選挙管理委員会事務局 TEL：0866-62-9506
--------	-----------------------------

### ● ヘルプマーク・ヘルプカード

援助や配慮を必要としている方が身につけることにより周囲の方にお知らせすることができます。

# 障害者のための福祉

## 障害福祉サービス等

☎ 問い合わせ先

■福祉課(障害福祉係) …… TEL:0866-62-9518 FAX:0866-62-9310  
■芳井振興課(市民福祉係) TEL:0866-72-0110  
■美星振興課(市民福祉係) TEL:0866-87-3111

## 介護給付

サービス種類	内 容
居宅介護(ホームヘルプ)	居宅で生活されている方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・掃除などの家事援助を行います。
重度訪問介護	居宅で生活されている重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障害により常に介護を必要とする方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	居宅で生活されている視覚障害のある方で、移動に著しい困難を有する方に対し、ガイドヘルパーが移動に必要な情報の提供、移動の援護などの外出支援を行います。
行動援護	居宅で生活されている知的障害又は精神障害により行動上の自己判断能力が制限されている方に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
療養介護	医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援を行います。
生活介護	常時介護を必要とする方に、日中、食事・入浴・排せつなどの身体介護の提供、生活に関する相談・助言やその他必要な日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供やその他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
短期入所(ショートステイ)	居宅で介護する人が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、食事・入浴・排せつなどの身体介護やその他必要な日常生活の支援を行います。
重度障害者等包括支援	寝たきりの状態にあるなど介護の必要性がとて高い方に、重度訪問介護など複数のサービスを包括的に行います。
施設入所支援	施設入所する方に、夜間や休日における食事・入浴・排せつなどの身体介護、生活に関する相談・助言やその他必要な日常生活の支援を行います。



## 訓練等給付

サービス種類	内 容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上などのために、食事・入浴・排せつなどに関する必要な訓練、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。
就労移行支援	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談やその他の支援を行います。
就労継続支援 (A型=雇用型) (B型=非雇用型)	生産活動その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練やその他の支援を行います。
就労定着支援	就労することに伴い生じる、日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、助言などの支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしを希望する方などに対して、定期的な居宅訪問や随時の対応等により、日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、食事・入浴・排せつなどの身体介護やその他日常生活上の相談・援助を行います。
就労選択支援【新設】 令和7年10月施行予定	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるように、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

## 地域相談支援給付

サービス種類	内 容
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院、矯正施設などから地域生活に移行するにあたり、住居の確保など地域生活に必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをする方などに対し、常時の連絡体制の確保や、緊急時の相談・支援などを行います。

## 計画相談支援給付

サービス内容	障害福祉サービスを利用しようとする障害者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、サービスの適切な利用ができるように計画を作成し、必要な支援を行います。
--------	--

## 障害児通所支援給付

サービス種類	内 容
児童発達支援	乳幼児健診等で療育の必要性が認められた未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学し、授業の終了後及び休業日に支援が必要と認められた児童に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、専門的な支援が必要と認められる児童に、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導などの必要な支援を行います。

# 障害者のための福祉

## 障害児相談支援給付

### サービス内容

障害児通所支援を利用しようとする障害児の心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。

## 移動支援事業

### サービス内容

屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。一日の範囲内で用務を終える外出が対象となります。通勤、営業等の経済活動にかかる外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念から適当でない外出は対象外です。

### 対象となる人

市内に住所を有する重度身体障害者（児）、知的障害者（児）および精神障害者（児）のうち市長が外出の支援が必要と認めた65歳未満の人および視覚障害者（児）。ただし、グループでの支援は、身体介護を必要としない人に限ります。

### 利 用 料

事業費の1割を負担（市民税非課税世帯は無料）していただきます。ただし、世帯の所得に応じた1か月の負担上限額があります。また、ヘルパーの交通費は実費負担になります。

## 地域活動支援センター事業

### サービス内容

在宅の障害者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障害者およびその家族の地域における生活を支援します。

### ●地域活動支援センターⅡ型（井原はばたき作業所、太陽の会作業所、このしま荘地域活動支援センター）

### 対象となる人

市内に居住し、地域活動支援センターの利用を必要とする障害者

### 利 用 料

事業費の1割を負担（市民税非課税世帯は無料）していただきます。ただし、世帯の所得に応じた1か月の負担上限額があります。また、食費等は実費負担になります。

## 福祉ホーム事業

### サービス内容

住居を求めている障害者に、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援します。

### 対象となる人

市内に住所を有し、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難であり、かつ、常時の介護、入院加療を必要とする状態にない障害者

### 利 用 料

事業費の1割を負担（市民税非課税世帯は無料）していただきます。ただし、世帯の所得に応じた1か月の負担上限額があります。また、食費等は実費負担になります。

## 訪問入浴事業

### サービス内容

身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

### 対象となる人

市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている65歳未満の者のうち、寝たきり等の状態にある者で、対象者及び家族が感染症の疾患を有していない人

### 利 用 料

事業費の1割を負担（市民税非課税世帯は無料）していただきます。ただし、世帯の所得に応じた1か月の負担上限額があります。

## 日中一時支援事業

### ●日中一時支援事業

サービス内容	障害者（児）等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、障害者の日中における活動の場を確保します。施設において、障害者（児）を預かるとともに、社会に適応するための日常的な訓練や見守りをします。
対象となる人	市内に居住し、日中において監護する人がいないため一時的に見守り等の支援が必要な65歳未満の障害者（児）
利 用 料	事業費の1割を負担（市民税非課税世帯は無料）していただきます。 ただし、世帯の所得に応じた1か月の負担上限額があります。また、食費等は実費負担になります。

### ●入浴サービス事業

サービス内容	自宅から施設までの送迎と施設での入浴を行います。
対象となる人	市内に居住し、自宅での入浴が困難な65歳未満の重度身体障害者
利 用 料	事業費の1割を負担（市民税非課税世帯は無料）していただきます。 ただし、世帯の所得に応じた1か月の負担上限額があります。また、食費等は実費負担になります。

## 生活サポート事業

サービス内容	介護給付非該当の障害者および介護給付の支給未決定者に、日常生活に関する支援および家事に関する支援を行います。
対象となる人	介護給付非該当の障害者および介護給付の支給未決定者で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障がある人
利 用 料	事業費の1割を負担（市民税非課税世帯は無料）していただきます。 ただし、世帯の所得に応じた1か月の負担上限額があります。また、食費等は実費負担になります。



# 障害者のための福祉

## 社会参加促進事業

### ●スポーツ・レクリエーション事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて障害者の体力増強、交流、社会参加を促進します。

#### 《井原市ふれあいスポーツフェスティバル》

心身に障害のある人たちと障害のない人たちが共にスポーツを楽しみ、ふれあいを通して、障害福祉に対する理解を深めると同時に、スポーツを通じ、積極的な意欲と協調精神を養うことを目的とします。

### ●芸術・文化講座開催事業

芸術文化活動を通じて障害者等の社会参加を促進します。

#### 《井原市ふれあいアート展》

障害者が趣味や技術をいかして制作した作品を展示することにより、市民の障害者に対する正しい理解を深めるとともに、障害者の創作活動を促進し、自立と社会参加への意欲を高めることを目的とします。



## その他の助成制度

### ● 障害者通所奨励金

在宅で、一般企業等に雇用されることが困難な障害者が、作業訓練または生活指導を行う施設に通所する場合、通所1日（3時間以上）につき300円の奨励金を交付します。

問い合わせ先 福祉課（障害福祉係）TEL 0866-62-9518 FAX 0866-62-9310  
 芳井振興課（市民福祉係）TEL 0866-72-0110 / 美星振興課（市民福祉係）TEL 0866-87-3111

### ● 技術取得・社会参加促進費助成

就業等のための技術習得を目的に、職業センターや専門学校に入校することにより、就業もしくは自立更生が見込まれる人に、入校に要する経費を助成します。

対象となる人  
 ・身体障害者手帳所持の人  
 ・療育手帳所持の人  
 ・精神障害者保健福祉手帳所持の人

支給額 50,000円

問い合わせ先 福祉課（障害福祉係）TEL 0866-62-9518 FAX 0866-62-9310  
 芳井振興課（市民福祉係）TEL 0866-72-0110 / 美星振興課（市民福祉係）TEL 0866-87-3111

### ● はり、きゅう、マッサージ施術費助成

市内の指定された施術所で、はり、きゅう、マッサージの施術を受ける場合に1回2,000円の助成券を年24枚交付します。

対象となる人 市内に住所を有する  
 ・身体障害者手帳1～3級の人  
 ・療育手帳A判定の人  
 ・精神障害者保健福祉手帳1級の人  
 ・65歳以上で市県民税が非課税の人  
 ・障害者総合支援法に規定する難病患者等

問い合わせ先 福祉課（社会福祉係）TEL 0866-62-9516 FAX 0866-62-9310  
 芳井振興課（市民福祉係）TEL 0866-72-0110 / 美星振興課（市民福祉係）TEL 0866-87-3111

### ● 理美容サービス利用料金の助成

在宅介護激励金支給対象の被介護者が、理美容サービスを受ける場合に1回1,500円の助成券（2か月で1枚）を交付します。

問い合わせ先 福祉課（社会福祉係）TEL 0866-62-9516 FAX 0866-62-9310  
 芳井振興課（市民福祉係）TEL 0866-72-0110 / 美星振興課（市民福祉係）TEL 0866-87-3111

### ● 紙おしめの助成

市内に住所を有する在宅で常時おしめを使用している人におしめ券を交付します。ただし、井原市地域生活支援事業実施要綱に定める紙おしめの給付または井原市在宅重度要介護者介護用品支給事業実施要綱により介護用品の支給を受けることができる人は除きます。市県民税課税世帯の人には1,000円券を年20枚、その他の世帯の人には1,000円券を年40枚交付します。なお、転出、施設入所（半月以上のショートステイ利用を含む）、入院、死亡などで、利用者が在宅で生活されなくなった場合は、返還していただくことになります。

対象となる人  
 ① 要介護1～5の認定を受けている人  
 ② 身体障害者手帳を所持している人で、肢体不自由2級以上または体幹機能障害3級の人  
 ③ 療育手帳を所持している人で、A判定の人  
 ④ 障害者総合支援法に規定する難病患者等  
 ⑤ 上記①～④に準ずる人

問い合わせ先 ①⑤ 地域包括支援センター TEL 0866-62-9552 / ②③④ 福祉課（社会福祉係） TEL 0866-62-9516

# 障害者のための福祉

## 各種相談

### ●井原市障害者相談支援センター

(令和6年度現在)

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう必要な情報の提供や専門機関との連携、権利擁護のために必要な援助を行います。市が相談支援事業を委託しています。

井原市井原町1110番地（井原市総合福祉センター内）

TEL 0866-62-5454 FAX 0866-65-0556

相談日 月曜日～金曜日（国民の祝日、年末年始を除く）

時間 8:30～17:00

利用料 無料

### ●身体障害者相談員

氏名	住所	電話番号	氏名	住所	電話番号
中野 進互	井原町	090-1186-2587	小川 政一	西江原町	FAX: 0866-63-1531
宮原 常吉	東江原町	0866-62-5305	加賀 滋子	美星町黒忠	0866-87-3828

### ●知的障害者相談員

氏名	住所	電話番号	氏名	住所	電話番号
嶋崎 早苗	下出部町	0866-62-5171	渡邊 裕子	芳井町花滝	0866-73-0343
笠原三恵子	神代町	0866-62-5877			
三宅 佳子	西江原町	0866-62-6050			

### ●成年後見制度利用支援

成年後見制度が有効と認められる知的障害者および精神障害者に対して、成年後見制度の利用支援を行い、申し立て費用、後見人に対する報酬の一部を助成します。

#### ■福祉課（障害福祉係）

TEL 0866-62-9518 FAX 0866-62-9310

対象となる人 市内に居住する65歳未満の人で、身寄りのない重度の知的障害者または精神障害者で、民法に規定する審判の請求が必要と認められる人

### ●岡山県倉敷児童相談所井笠相談室

療育相談や療育手帳の判定を行っています。事前に井笠相談室への予約が必要です。

相談日 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日

時間 8:30～17:00

問い合わせ先 岡山県倉敷児童相談所井笠相談室 笠岡市六番町2-5 TEL 0865-69-1680

### ●児童相談所（知的障害者更生相談所）の巡回相談

療育相談や療育手帳の判定のため倉敷児童相談所（知的障害者更生相談所倉敷支所・岡山県倉敷児童相談所井笠相談室）まで出向くことができない人のために、月に1回教育相談室で巡回相談があります。事前に井原市教育相談室への予約が必要です。

相談日 毎月第3金曜日

ところ 井原市教育相談室（井原小学校内）

申込み 事前に、井原市教育相談室（TEL 0866-62-8090）へ予約してください。

\*療育手帳の新規交付のために判定を受ける場合、巡回相談では判定を受けられない場合があります。予約の際にご確認ください。

●知的障害者（児）療育相談

岡山県手をつなぐ育成会が医療、福祉、教育等の相談を受けています。岡山県手をつなぐ育成会への予約が必要です。

相談日	毎月第2・第4火曜日
ところ	岡山県総合福祉・ボランティアNPO会館
問い合わせ先	岡山県手をつなぐ育成会 TEL 086-226-3538

●精神保健相談、思春期・ひきこもり相談、アルコール健康相談

気分が落ち込む、眠れない、物忘れがひどくなった、人間関係の悩み、ひきこもりや思春期における問題、アルコールによる健康問題等について、精神科医等が相談に応じます。

対象者	本人、家族等
実施期間	4月～翌3月
実施回数	笠岡会場 概ね6回 井原会場 概ね7回
実施場所	笠岡会場（備中保健所井笠支所） 井原会場（井原保健センター）
申込先	事前の予約が必要です。相談を希望される方は、井原市健康医療課へご連絡ください。TEL 0866-62-8224

●精神科救急電話相談

休日および夜間の緊急を要する精神科医療相談を電話相談にて受け付けます。

相談日	月曜日から金曜日までの17:00～翌日8:30 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)の午前8:30～翌日8:30
問い合わせ先	岡山県精神科救急情報センター（岡山県精神科医療センター内） TEL 086-225-9080

●障害者虐待相談

養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の相談を行います。

問い合わせ先	福祉課（障害福祉係） TEL 0866-62-9518 FAX 0866-62-9310 / 休日夜間（日直・宿直） TEL 0866-62-9555
--------	---

●障害者差別解消に関する相談

障害者差別解消法の施行に伴う相談、相談者への助言、適切な機関の紹介等を行います。

問い合わせ先	福祉課（障害福祉係） TEL 0866-62-9518 FAX 0866-62-9310
--------	--



# 介護保険

介護保険のページは、令和6年10月現在の内容です。  
今後制度改正による変更も考えられます。詳しいことは介護保険課にご確認ください。

## 介護保険の概要

☎ 問い合わせ先	■ 介護保険課 .....	TEL: 0866-62-9519
	■ 芳井振興課 (市民福祉係) .....	TEL: 0866-72-0110
	■ 美星振興課 (市民福祉係) .....	TEL: 0866-87-3111

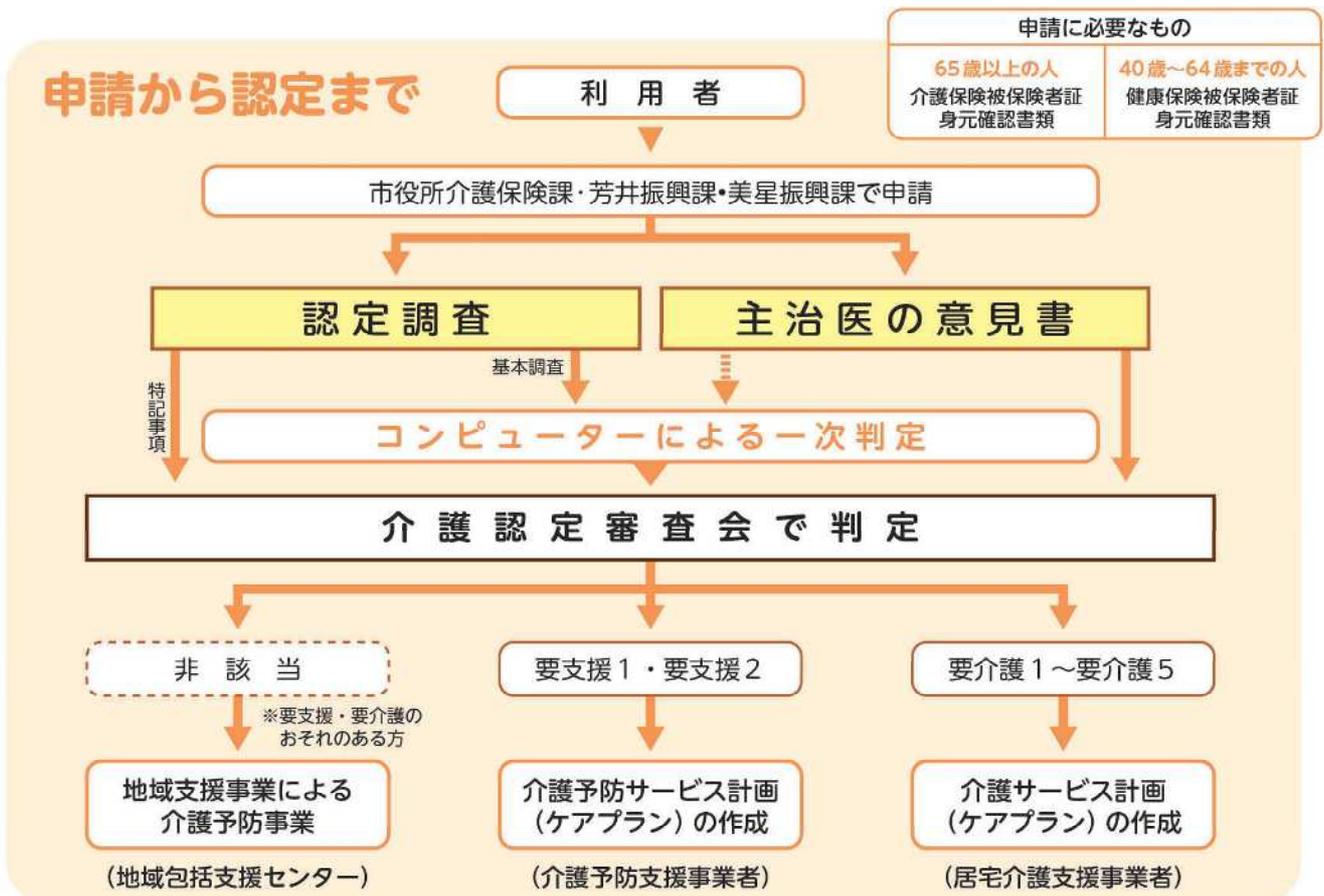
介護保険の被保険者は、65歳以上の人と40歳から64歳までの医療保険加入者です。  
サービスは、次のような場合に利用できます。

- 65歳以上の人 (第1号被保険者)  
日常生活において何らかの介護が必要な状態 (要介護状態) になった場合や、その軽減または悪化の防止のために特に支援を要すると見込まれる状態 (要支援状態) になった場合。
- 40歳から64歳までの人 (第2号被保険者)  
初老期における認知症等、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病 (特定疾病) により、要介護状態や要支援状態になった場合。

## 要介護認定

☎ 問い合わせ先	■ 介護保険課 .....	TEL: 0866-62-9519
	■ 芳井振興課 (市民福祉係) .....	TEL: 0866-72-0110
	■ 美星振興課 (市民福祉係) .....	TEL: 0866-87-3111

介護保険のサービスを受けるためには、申請をして寝たきりや認知症などにより「介護や支援が必要な状態である」と認定を受ける必要があります。これを要介護認定といいます。



※申請は、本人や家族のほか、居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センター、民生委員等に申請を代行してもらうこともできます。  
※認定結果に不服がある場合は、「介護保険審査会」への申し立てができます。  
(審査請求受付窓口 備中県民局健康福祉部健康福祉課 086-434-7022)

## ケアプラン

☎ 問い合わせ先

- 介護保険課 ..... TEL : 0866-62-9519
- 芳井振興課（市民福祉係） ..... TEL : 0866-72-0110
- 美星振興課（市民福祉係） ..... TEL : 0866-87-3111
- 地域包括支援センター ..... TEL : 0866-62-9552

在宅で介護、介護予防のサービスを利用するには、ケアプランを作り、そのプランに沿ってサービスを利用します。ケアプランは、要介護度ごとに決められた利用限度額の範囲内で、サービスを組み合わせで作ります。介護サービスのケアプランは居宅介護支援事業所、介護予防サービスのケアプランは介護予防支援事業所で作ってもらうこともできますが、自分で作ることもできます。（利用者の負担はありません）

- **居宅介護支援事業所**  
 ケアプランを専門に作成する事業所で、依頼すればケアマネジャー（介護支援専門員）がケアプランを作成します。  
 ※57 ページに、市内居宅介護支援事業所の一覧を掲載しています。
- **介護予防支援事業所**  
 介護予防ケアプランを専門に作成する事業所で、依頼すればケアマネジャー（介護支援専門員）等が介護予防ケアプランを作成します。
- **地域包括支援センター（市役所 2 F TEL : 0866-62-9552）**  
 地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業所として介護予防ケアプランを作成します。  
 要支援 1、要支援 2 の認定を受け、地域包括支援センターでの介護予防ケアプラン作成を希望される人は、こちらに相談してください。
- **ケアマネジャー（介護支援専門員）**  
 ケアマネジャーは、自宅などを訪問し、身体や認知症の状態、家庭等の事情、希望するサービスなどを勘案して、本人に適したサービス事業所との日程調整を行い、ケアプランを作成します。また、ケアマネジャーは、ケアプランだけでなく、介護保険全般のことについての身近な相談相手です。
- **利用限度額**  
 要介護度ごとにサービスが利用できる限度額が決められています。  
 ケアプランは、この範囲内でサービスを組み合わせで作成します。  
 ※下表の利用限度額が適用されるサービスは、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、短期入所、福祉用具貸与、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等で、いずれも、要支援 1・2 の介護予防を含む。

区 分	1 か月の利用限度額（月額）
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

（令和元年10月施行）

● **その他のサービス利用限度額（介護予防を含む）**

区 分	利用限度額（月額）
福祉用具購入費	100,000円（1年間）
住宅改修費	200,000円まで



## 介護保険で受けられるサービス

☎ 問い合わせ先	■ 介護保険課 .....	TEL: 0866-62-9519
	■ 芳井振興課 (市民福祉係) .....	TEL: 0866-72-0110
	■ 美星振興課 (市民福祉係) .....	TEL: 0866-87-3111

介護保険で受けられるサービスは次のとおりです。なお、第2号被保険者の場合は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病（特定疾病）により、要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます。

### 居宅サービス

P.36 表1

- 訪問を受けて利用するサービス（介護予防を含む）
  - ・ 訪問介護（ホームヘルプサービス）
  - ・ 訪問看護
  - ・ 訪問リハビリテーション
  - ・ 訪問入浴介護
  - ・ 居宅療養管理指導
- 通所して利用するサービス（介護予防を含む）
  - ・ 通所介護（デイサービス）
  - ・ 通所リハビリテーション（デイケア）
- 在宅での暮らしを支えるサービス（介護予防を含む）
  - ・ 福祉用具貸与  
（要支援1、2および要介護1の人には、保険給付の対象にならないものがあります）
  - ・ 福祉用具購入費の支給
  - ・ 住宅改修費の支給
- 施設での短期入所（ショートステイ）サービス（介護予防を含む）
  - ・ 短期入所生活介護
  - ・ 短期入所療養介護
- 在宅に近い暮らしをするもの（介護予防を含む）
  - ・ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス等）

### 地域密着型サービス

P.37 表2

- 住み慣れた地域での生活を支援
  - ・ 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）
  - ・ 地域密着型通所介護
  - ・ 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）
  - ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（介護予防を含む）  
（要支援1の人は利用できません。）
  - ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）  
（要支援1、2の人は利用できません。新規入所は原則、要介護3以上の人です）

※地域密着型サービスには、上記以外に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」がありますが、現在のところ市内には事業所がありません。

### 施設サービス

P.37 表2

- ※要支援1、2の人は利用できません。
- 施設に入所して利用するサービス
    - ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
（新規入所は原則、要介護3以上の人です）
    - ・ 介護老人保健施設（老人保健施設）
    - ・ 介護医療院

表1

区分	サービス名	サービスの内容		
		要介護1～5の人	要支援1、2の人	
居宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。通院などに乗降介助が利用できます。	サービス・活動事業の訪問型サービスを行います。(43ページ参照)	
	訪問看護	看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。	看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。	
	訪問リハビリテーション	理学療法士等が居宅を訪問して、日常生活動作向上のためのリハビリを行います。		
	訪問入浴介護	介護職員と看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。	浴室の利用が困難な場合に限定して、訪問による入浴介護を行います。	
	居宅療養管理指導	医師・歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し療養上の管理や指導を行います。	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。	
	通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や生活行為向上の支援を日帰りで行います。	サービス・活動事業の通所型サービスを行います。(43ページ参照)	
	通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設や医療機関等で食事、入浴等の日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリを日帰りで行います。	左記のほか、目標に合わせた選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を日帰りで行います。	
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等へ短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。	介護老人福祉施設等へ短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。	
	短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設等へ短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。	介護老人保健施設等へ短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。	
	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるために福祉用具を貸与します。(車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・体位変換器・歩行器等)	福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与します。	
		※要介護1、要支援1、2の人は、車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・体位変換器等は、原則として保険給付の対象になりません。		
	特定福祉用具販売	入浴や排せつ等に使用する福祉用具の購入費を支給します。(腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽等)	介護予防に役立つ入浴や排せつ等に使用する福祉用具の購入費を支給します。(腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽等)	
※福祉用具専門相談員が配置されている指定事業者で購入した場合が対象です。 ※一部の福祉用具(固定用スロープ等)は、貸与と販売の選択ができます。				
住宅改修費 ※事前申請が必要です	住宅改修をした際に費用を支給します。(手すりの取り付けや段差解消等)	住宅改修をした際に費用を支給します。(手すりの取り付けや段差解消等)		
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。		

# 介護保険

介護保険のページは、令和6年10月現在の内容です。  
今後制度改正による変更も考えられます。詳しいことは介護保険課にご確認ください。

表2

区分	サービス名	サービスの内容	
		要介護1～5の人	要支援1、2の人
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護です。	
	小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。	通所を中心に、介護予防に役立つものについて、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。
	認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	認知症の人を対象に、介護予防に役立つ専門的なケアを提供する通所介護です。
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者が介護を受けながら、共同生活をする住宅です。	認知症高齢者が介護を受けながら、共同生活をする住宅です。（要支援2の人のみが利用できません。）
	地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、日常生活上の支援や介護を受けます。（新規入所は原則、要介護3以上の人です）	
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を受けます。（新規入所は原則、要介護3以上の人です）	
	介護老人保健施設（老人保健施設）	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。	
	介護医療院	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とする医療機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた施設です。	



## 利用者負担

☎ 問い合わせ先

■介護保険課	TEL : 0866-62-9519
■芳井振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-72-0110
■美星振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-87-3111

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスを受けたときは、サービス利用料の1割から3割を自己負担していただくこととなります。また、施設利用の負担については、1割から3割の自己負担に加えて保険給付の対象外となっている、食費・居住費・日常生活費が利用者の負担となります。しかし、施設利用が困難とならないよう利用者の負担段階を設定し、第1段階から第3段階までの人については負担の軽減を図っています。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	以下の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、 ● 単身の場合340万円以上 ● 2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割の対象とならない人で、以下の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、 ● 単身の場合280万円以上 ● 2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 住民税非課税の人、生活保護受給者、40～64歳の方は、上記にかかわらず1割負担です。

### ※合計所得金額とは

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。

### ● 特定入所者介護（介護予防）サービス費

保険給付の対象外となっている食費、居住費（滞在費）について、所得に応じた利用者負担段階を設け、その限度額を超える差額を介護サービス費として、保険給付しています。利用にあたっては、申請により負担限度額の認定を受けてください。対象になるサービスと費用は、次のとおりです。なお、通所介護については、対象になりません。

- ①施設サービス：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設（老人保健施設）・地域密着型介護老人福祉施設・介護医療院…**食費・居住費**
- ②短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）…**食費・滞在費**

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況 ※1
第1段階	生活保護受給者	
	市民税非課税世帯（別世帯の配偶者も含む）で老齢福祉年金を受給している人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	市民税非課税世帯（別世帯の配偶者も含む）で、課税年金収入額と非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が80.9万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	市民税非課税世帯（別世帯の配偶者も含む）で、課税年金収入額と非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が80.9万円を超え、120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	市民税非課税世帯（別世帯の配偶者も含む）で、課税年金収入額と非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※1 第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金などの資産が単身：1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であれば対象となります。

# 介護保険

介護保険のページは、令和6年10月現在の内容です。  
今後制度改正による変更も考えられます。詳しいことは介護保険課にご確認ください。

利用者負担段階	食費（日額）		居住費（日額）	
	負担限度額		部屋区分	負担限度額
第1段階	300円 【300円】		ユニット型個室	880円
			ユニット型個室の多床室	550円
			従来型個室①	380円
			従来型個室②	550円
			多床室	0円
第2段階	390円 【600円】		ユニット型個室	880円
			ユニット型個室の多床室	550円
			従来型個室①	480円
			従来型個室②	550円
			多床室	430円
第3段階①	650円 【1,000円】		ユニット型個室	1,370円
			ユニット型個室の多床室	1,370円
			従来型個室①	880円
			従来型個室②	1,370円
			多床室	430円
第3段階②	1,360円 【1,300円】		ユニット型個室	1,370円
			ユニット型個室の多床室	1,370円
			従来型個室①	880円
			従来型個室②	1,370円
			多床室	430円

※【】の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護の場合

※従来型個室における①は、介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合

※従来型個室における②は、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合

## ●高額介護（介護予防）サービス費

居宅サービスや施設サービスを受けた場合、支払ったサービス利用料の自己負担額（1割から3割分）が、一定の額を超えたときは、その超えた部分が高額介護（介護予防）サービス費として、利用者負担段階に応じて申請により払い戻されます。該当の方には案内通知をしますので忘れずに申請をしてください。

区 分		負担限度額（月額）	
		個人	世帯
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円	15,000円
第2段階	市民税非課税世帯で ・ 高齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80.9万円以下の方等	15,000円	24,600円
第3段階	市民税非課税世帯で、第1・第2段階以外の方	24,600円	24,600円
第4段階	利用者負担第1段階から第3段階以外で ①課税所得380万円未満 ②課税所得380万円以上690万円未満 ③課税所得690万円以上の方がいる世帯	① 44,400円	① 44,400円
		② 93,000円	② 93,000円
		③ 140,100円	③ 140,100円

### ●高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険、両方の自己負担額が高額になったときは限度額を超えた額が「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。同じ世帯で、介護保険と医療保険の両方に自己負担額がある世帯が対象です。計算期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの12か月で、医療保険の担当窓口への申請が必要です。該当の方へは案内通知をします。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額〔年額：8月～翌年7月〕

#### ■70歳未満の方

区分	限度額
年間所得901万円超	212万円
年間所得600万円超～901万円以下	141万円
年間所得210万円超～600万円以下	67万円
年間所得210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

※年間所得＝総所得額等から基礎控除額を差し引いた額

#### ■70歳以上の方

区分	限度額
現役並み所得者	690万円以上 212万円
(※1)で世帯員の課税所得合計が	380万円以上690万円未満の人 141万円
	145万円以上380万円未満の人 67万円
一般：現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人	56万円
低所得者Ⅱ：市民税非課税世帯の人（低所得者Ⅰを除く）	31万円
低所得者Ⅰ：市民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円となる人または老齢福祉年金を受給している人。	19万円 (※2)

対象世帯に70～74歳までの人と70歳未満の人が混在する場合、まずは70～74歳までの人の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。

※1…「現役並み所得者」とは世帯員の課税所得合計が145万円以上（各種控除後）の人。  
 ※2…介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

## 利用者負担軽減事業

☎ 問い合わせ先

■ 介護保険課

TEL:0866-62-9519

### ●障害者訪問介護（ホームヘルプサービス）利用者負担助成事業

低所得の人が、介護保険の訪問介護サービスを利用するとき、申請により利用者負担の一部を助成します。

#### ■対象者と軽減率

対象者	軽減率
障害者総合支援法によるサービス利用者負担額が0円で境界層該当の人のうち ・65歳到達前のおおむね1年間に障害者施策による訪問介護サービスの利用実績がある人 ・特定疾病により要介護状態等にある40歳から64歳までの人	10/10 (自己負担を0%に軽減)

対象サービス 訪問介護（ホームヘルプサービス）

### ●社会福祉法人等利用者負担金軽減事業

低所得の人が社会福祉法人等が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

#### ■対象者と軽減率

対象者	軽減率
市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人	1/2 (自己負担割合を軽減)
市民税非課税世帯で特に生計が困難と認められる人 (詳しくは介護保険課へお問い合わせください)	1/4 (自己負担割合を軽減)

対象サービス 訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）、小規模多機能型居宅介護事業所 等

対象となる負担金 利用者負担金（1割から3割分）、食費、居住費（滞在費）

## 障害者控除対象者認定制度

☎ 問い合わせ先

■ 福祉課（障害福祉係）

TEL:0866-62-9518

障害者手帳の交付を受けていなくても、65歳以上の人で手帳の交付基準に準ずると認められる場合は、所得税法および地方税法に規定されている障害者控除を受けることができます。この控除を受けるためには、申請に基づき市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

対象となる人 市内在住の65歳以上の要介護認定を受けている人で、寝たきりや認知症の状態が一定の基準に該当する人

控除額 障害者控除 所得税27万円 市県民税26万円  
 特別障害者控除 所得税40万円 市県民税30万円

## 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

☎ 問い合わせ先

■税務課（市民税係）	TEL : 0866-62-9510
■介護保険課	TEL : 0866-62-9519
■芳井振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-72-0110
■美星振興課（市民福祉係）	TEL : 0866-87-3111

### ● 保険料と所得階層

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、基準月額をもとに所得に応じて13段階に設定し計算されます。基準月額は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

### ● 保険料（令和7年4月1日時点）

所得段階	対象者	保険料の乗率	保険料		
			年額	月額	
第1段階	生活保護受給者、市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、本人及び世帯員全員が市民税非課税の人のうち、前年の本人年金収入額及び合計所得金額から年金収入に係る所得金額と特別控除額※を控除した金額の合計金額が80,9万円以下の人	基準額 × 0.285	21,600円	1,800円	
第2段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税の人のうち、前年の本人年金収入額及び合計所得金額から年金収入に係る所得金額と特別控除額を控除した金額の合計金額が	80.9万円を超え、 120万円以下の人	基準額 × 0.485	36,700円	3,058円
第3段階		120万円を超える人	基準額 × 0.685	51,800円	4,317円
第4段階	本人が市民税非課税の人のうち、前年の本人年金収入額及び合計所得金額から年金収入に係る所得金額と特別控除額を控除した金額の合計金額が	80.9万円以下で世帯員の中に市民税課税者がいる人	基準額 × 0.90	68,100円	5,675円
第5段階		80.9万円を超えて、かつ、世帯員の中に市民税課税者がいる人	基準額	75,600円	6,300円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額から特別控除額を控除した金額が	120万円未満の人	基準額 × 1.20	90,800円	7,567円
第7段階		120万円以上 210万円未満の人	基準額 × 1.30	98,300円	8,192円
第8段階		210万円以上 320万円未満の人	基準額 × 1.50	113,400円	9,450円
第9段階		320万円以上 420万円未満の人	基準額 × 1.70	128,600円	10,717円
第10段階		420万円以上 520万円未満の人	基準額 × 1.90	143,700円	11,975円
第11段階		520万円以上 620万円未満の人	基準額 × 2.10	158,800円	13,233円
第12段階		620万円以上 720万円未満の人	基準額 × 2.30	173,900円	14,492円
第13段階		720万円以上の人	基準額 × 2.40	181,500円	15,125円

※特別控除額とは、長期または短期譲渡所得の特別控除が適用される場合の控除額です。

### ● 65歳以上の人（第1号被保険者）の納め方

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、年金の額によって納め方が異なります。

#### ■ 特別徴収

老齢・退職・障害・遺族年金の年額が18万円以上ある人は、保険料が年金から特別徴収（いわゆる天引き）されます。ただし、年金が年額18万円以上でも次の場合は納付書や口座振替で納めること（普通徴収）があります。

- ・ 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- ・ 他の市区町村から転入した場合
- ・ 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

#### ■ 普通徴収

老齢・退職・障害・遺族年金の年額が18万円未満の人や、特別徴収以外の人は、納付書や口座振替などの方法で直接市へ納めていただくこととなります。

## 40歳～64歳までの人（第2号被保険者）の保険料

☎ 問い合わせ先 | ■ 税務課（市民税係） ..... TEL : 0866-62-9510

40歳から64歳までの人は、医療保険と合わせて介護保険料を納めます。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険により異なります。

### ■健康保険に加入している人

- ・保険料は、給料や賞与に応じて決められます。
- ・原則として保険料の半分は事業主が負担します。

### ■国民健康保険に加入している人

- ・保険料は、前年中の所得に応じて決められます。
- ・保険料と同額を国・県が負担します。
- ・世帯主が、医療保険分、後期高齢者支援金分と介護保険分を合わせて国民健康保険税として納めます。

## 保険料の減免・軽減

☎ 問い合わせ先 | ■ 税務課（市民税係） ..... TEL : 0866-62-9510

### ●災害等による著しい収入の減少による減免

次のような理由で保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付の猶予や減免の対象になります。

- ・第1号被保険者または世帯の生計中心者が災害などにより住宅等に著しい損害を受けたとき。
- ・世帯の生計中心者が死亡、障害を負う、もしくは入院し、収入が著しく減少したとき。
- ・世帯の生計中心者が事業等の休廃止、著しい損失、失業などにより収入が著しく減少したとき。
- ・世帯の生計中心者が干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁により収入が著しく減少したとき。

### ●収入が少なく生活が著しく困窮している人の軽減

保険料が第1段階～第3段階の人のうち、次のすべてに該当する人は申請に基づいて保険料が減額されます。

- ①第1号被保険者の属する世帯が市民税の非課税世帯であること。
- ②本人およびその世帯に属するすべての人の前年中の収入の合計額が下表の基準額であること。

減額区分	基準額の75%相当を減額	基準額の50%相当を減額
分 類	第1段階 (本人収入が前年の老齢福祉年金額以下)	第2・第3段階 (本人収入が前年の老齢福祉年金額超)
1人世帯	世帯年収が老齢福祉年金額以下	世帯年収が100万円以下
2人世帯	世帯年収が100万円以下	
3人世帯	世帯年収が133万円以下	
ただし、4人目以降は世帯員が1人増えるごとに33万円を加算		

- ③本人が市民税を課税されている人に扶養されていないこと。
- ④本人が市民税を課税されている人と生計を共にしていないこと。
- ⑤本人の資産を活用してもなお、生活が困窮することが認められること。

※令和6年度の老齢福祉年金額は416,900円です。

## 保険料滞納による介護サービスの給付制限

☎ 問い合わせ先 | ■ 介護保険課 ..... TEL : 0866-62-9519

災害などの特別な事情がないのに介護保険料の滞納が続くような場合は、次のような給付の制限があります。

### ■1年間介護保険料を滞納した場合

介護サービスを利用するときは、いったん費用の全額が自己負担になり、申請により後日、保険給付分（7割から9割）を払い戻します。

### ■1年6か月間介護保険料を滞納した場合

一時的に保険給付（7割から9割）が、差し止められます。なお、滞納が続く場合には、差し止められた保険給付分から、保険料滞納分を控除することがあります。

### ■2年以上介護保険料を滞納した場合

介護保険料滞納期間に応じて、8割または9割分の保険給付が7割に、または7割分が6割に引き下げられるほか、特定入所者介護（介護予防）サービス費、高額介護（介護予防）サービス費等の支給も受けられなくなります。

# 高齢者のための介護予防・生活支援

## 総合相談事業

☎ 問い合わせ先 | ■ 地域包括支援センター ..... TEL : 0866-62-9552

**事業の内容** 地域包括支援センターでは、高齢者のみなさんがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、介護に関する相談や悩み、医療や健康・福祉、生活に関すること、日常生活の中で心配なことなどの各種相談に対応します。

## サービス・活動事業

☎ 問い合わせ先 | ■ 地域包括支援センター ..... TEL : 0866-62-9552

**対象となる人** 要支援1の人、要支援2の人、事業対象者

### ● 訪問型サービス

事業名	サービスの内容
総合事業訪問介護	入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、掃除、洗濯などの生活援助を行います。
すまいるサービス	掃除、洗濯、買い物などの生活援助を行います。

※新たに総合事業訪問介護を利用する場合は条件があります。詳細はお問い合わせください。

### ● 通所型サービス

事業名	サービスの内容
総合事業通所介護	筋力トレーニング、レクリエーション、栄養指導、口腔体操や口腔ケアなどのサービスを行います。
はつらつデイサービス	運動、脳トレ、レクリエーションや物作り、屋外活動などを通して生きがいや仲間づくりにつなげるサービスを行います。

※新たに総合事業通所介護を利用する場合は条件があります。詳細はお問い合わせください。

### ● ケアマネジメント

事業名	サービスの内容
介護予防ケアマネジメント	介護予防・生活支援サービスのみを利用する人のケアプランを作成します。

## 介護予防事業

☎ 問い合わせ先 | ■ 地域包括支援センター ..... TEL : 0866-62-9552

**対象となる人** 65歳以上のすべての人とその支援のための活動に関わる人

**事業内容** 教室や講座などを通じて介護予防や健康について普及啓発を図ります。

事業名	内容
介護予防チャレンジ事業	○元気シニアワードラリー 高齢者が自宅でできる体操を井原放送の番組で放送し、番組で表示されるワードを集め、応募すると賞品が当たる仕組みとし、モチベーションアップにつなげることで体力の維持・向上を図ります。 ○介護予防講座・体力測定会 市内15か所で介護予防についての講話と握力・バランス・筋肉量等の体力測定を行います。
「ぼっけえ元気体操」活動支援講座	高齢者の心身の健康づくり・閉じこもり予防のために、地域の身近な会場で「ぼっけえ元気体操」の活動を支援します。「ぼっけえ元気体操」とは、「元気アップ体操」と「いきいき百歳体操」を組み合わせた介護予防体操です。3人以上のグループでの申し込みにより、開講します。
介護予防出張講座	高齢者の介護予防や健康に関する講話・運動を専門の講師や地域包括支援センターの職員（理学療法士や保健師など）が、希望される会場に出向いて行います。
脳の元気力チェック	タブレット（小型のコンピューター）を使用し質問に答えることで、もの忘れの傾向を知ることができます。

## 各種講座など

☎ 問い合わせ先

■ 地域包括支援センター

TEL:0866-62-9552

### ● 認知症サポーター養成講座

誰もが認知症について正しい知識を持ち、地域で認知症の人やその家族を支援するサポーターを養成する講座を、地区老人クラブ、地区サロン、小・中・高等学校、企業等に出向いて実施します。

### ● 人生会議してみませんか？

カードや映像等の資料を用いて、最後まで自分らしく生きるために大切にしていること、大切にしたいことは何かを日ごろから考えるきっかけにする講座を、地域の団体等へ出向いて実施します。井原市版エンディングノート“わたしのこれからノート”の書き方も説明します。

### ● 介護教室・交流会

現在介護をしている家族や援助者、在宅介護経験者、介護に関心のある人を対象に具体的な介護方法、介護者の健康づくり等について講習を行い、介護者同士の交流や介護者の心身の元気回復が図れる事業を実施します。

## 権利擁護事業

☎ 問い合わせ先

■ 地域包括支援センター

TEL:0866-62-9552

対象となる人 高齢者本人やその家族などの関係者

事業内容 高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすため、さまざまな権利を守る支援を行います。

### 1 「成年後見制度」の利用支援

#### ■ 成年後見制度とは

知的障害、精神障害、認知症などの理由により、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、援助者が本人に代わって財産管理や生活の見守りなどの支援をする制度です。

#### 成年後見制度の種類

##### 法定後見制度

本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分かれています。家庭裁判所によって選任された人が「成年後見人等」となり、本人を代理して法律行為をしたり、本人の生活・介護・福祉に係るサービスが適正かどうか確認したりするなどの支援を行います。法定後見制度を利用する場合は、本人、配偶者または4親等以内の親族などが家庭裁判所に申立てをします。

##### 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来に備えてあらかじめ自分で選んだ代理人と公正証書による契約を交わしておくものです。本人の判断能力が低下した後に、任意後見契約で決めた内容に基づいて本人を支援します。

#### ■ 相談支援

お金の管理や契約に関することに不安がある人や認知症などで判断能力が十分でない人などが成年後見制度を利用する際の相談、申立てに必要な書類の書き方・取り寄せ方などの相談支援を行います。

#### ■ 市長による申立て

重度の認知症等の高齢者であって、福祉サービス等を利用するために成年後見制度の利用が必要と認められる人で、身寄りがなく申立てをする親族がない場合、親族に代わり市長が成年後見制度の申立てを行います。

#### ■ 費用の助成

生活保護法による被保護者またはそれに準ずると市長が認める人には、成年後見制度の申立経費や第三者後見人等へ支払う報酬を助成します。

### 2 「高齢者虐待」への対応・支援

#### ■ 高齢者虐待に関する相談・通報への対応

虐待を受けている高齢者を発見したとき、虐待があると思われたときは、地域包括支援センターへご連絡ください。緊急の場合は老人福祉施設等への入所を図るなど、他機関と連携して虐待を受けている高齢者を守ります。

#### ■ 虐待に気づいたとき、虐待を受けたと思ったときは…

自分の周りで「虐待かもしれない」と思われることがあったり、つらいことがあったら、一人で悩まずに、地域包括支援センターへ相談・通報してください。相談・通報した人の秘密は厳守します。

### 3 その他の支援

#### ■ 悪徳商法に関する相談

高齢者を狙った消費者金融や悪質な訪問販売などの被害にあう人が増えています。地域包括支援センターでは、警察等関係機関と連携して高齢者の被害を未然に防ぐ支援をしています。

# 高齢者のための介護予防・生活支援

## 高齢者生活支援ショートステイ

☎ 問い合わせ先 | ■ 地域包括支援センター ..... TEL: 0866-62-9552

高齢者の方が一時的に在宅生活が困難となった場合に、施設において生活の支援を行います。

**対象となる人** 65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者で、次のいずれかに該当する人  
 ・一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する人で、一時的に在宅生活ができなくなった人  
 ・家庭の事情等により一時的な保護を必要とする人

**費用の負担** 1日当たり2,250円(ただし生活保護世帯は無料)

**実施事業所**  
 ・西部いこいの里短期入所生活介護事業所  
 ・きのご短期入所生活介護事業所  
 ・特別養護老人ホームみずき短期入所生活介護事業所  
 ・長楽園短期入所生活介護事業所  
 ・小田川荘短期入所生活介護事業所  
 ・特別養護老人ホーム四季の里短期入所生活介護事業所

## 徘徊高齢者家族支援サービス

☎ 問い合わせ先 | ■ 地域包括支援センター ..... TEL: 0866-62-9552

徘徊のみられる認知症高齢者を介護している家族に、位置検索装置の貸し出しを行い、行方不明になった場合の発見を支援します。

**対象となる人** 市内に住所を有し、徘徊のみられる在宅の認知症高齢者(要介護認定を受けており、医師意見書において「認知症高齢者の日常生活自立度」が「Ⅱ以上の人」又は、これに準ずると市長が認める人)を介護する同居家族等

### ● 貸出し端末と利用料金

- ・インターネットまたは電話により、高齢者の現在地を確認できます。
- ・利用者が負担する料金は、以下のとおりです。

(税抜価格)

製品名		「まもるっく」
初期費用		1,000円
月額料金		1,200円
位置情報検索費用	①端末を使った通話	30秒につき20円
	②端末を使ったショートメール機能	1回あたり3円
	※①～②について、月600円まで市が負担します。	
現場急行費用	現場急行サービス ※1回につき5,000円まで市が負担します	1時間6,000円 (1回最大3時間まで)
破損・故障・紛失		機器代 12,960円 再登録料 6,000円





# 高齢者のための福祉

## 高齢者住宅改造助成

☎ 問い合わせ先	■福祉課(社会福祉係) .....	TEL:0866-62-9516
	■芳井振興課(市民福祉係) .....	TEL:0866-72-0110
	■美星振興課(市民福祉係) .....	TEL:0866-87-3111

介護を要する高齢者が、自宅において暮らしやすい生活ができるように住宅を改造する場合、その費用の一部を助成することによって、自立を助長するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

対象となる人	市内に住所を有し、居住している住宅の改造工事の必要があると認められる人で、以下に該当する人 ・要介護認定において、要介護に該当する人 (所得段階別保険料で制限がありますので、詳しくは社会福祉係にご相談ください)
--------	---

助成対象箇所	対象者が居住する住宅の浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段、台所および居室のうち、助成対象者が利用する部分に関するもので、介護保険の住宅改修の工事種別に該当する工事内容とし、改造工事を行うことにより助成対象者の自立が助長され、または介護者の負担の軽減が図られるもの。住宅の新築、増築、建て替え工事や、単に住宅を維持するためだけの補修的な工事は含まれません。 また、介護保険の居宅介護住宅改修費の事業による給付で対応する箇所の改造について、この事業による上乗せ給付ができます。なお、住宅設備改良費(21ページ参照)の助成に上乗せ給付することはできません。
--------	---

助成額	助成対象工事に要する費用の3分の2以内(限度額333,000円)
-----	----------------------------------

## 老人居室等整備改修資金の貸付

☎ 問い合わせ先	■福祉課(社会福祉係) .....	TEL:0866-62-9516
	■芳井振興課(市民福祉係) .....	TEL:0866-72-0110
	■美星振興課(市民福祉係) .....	TEL:0866-87-3111

高齢者専用の居室の増改築や、お年寄りが在宅での生活を続けるために居室を改修する人を対象に、次のとおり資金の貸し付けを行います。

対象となる人	市内に住宅を有し、60歳以上の人と同居している人で資金調達が困難な人
--------	------------------------------------

貸付限度額	・専用居室の増改築 120万円まで ・居室の改修 75万円まで
-------	------------------------------------

貸付金利	無利子
------	-----

償還方法	10年以内均等月賦
------	-----------

## 福祉電話の貸与

☎ 問い合わせ先	■福祉課(社会福祉係) .....	TEL:0866-62-9516
	■芳井振興課(市民福祉係) .....	TEL:0866-72-0110
	■美星振興課(市民福祉係) .....	TEL:0866-87-3111

孤独感の解消や安否確認、各種相談、緊急時の連絡などのために電話を貸し出し、その基本料を市が負担します。

対象となる人	電話のない低所得者世帯で、65歳以上の一人暮らし、身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者、65歳以上の人で寝たきりの配偶者とのみ生活されている人
--------	--

費用の負担	取付工事費と通話料(基本料を除く)を負担していただきます。
-------	-------------------------------

## 緊急通報装置の貸与

☎ 問い合わせ先	■福祉課(社会福祉係) .....	TEL:0866-62-9516
	■芳井振興課(市民福祉係) .....	TEL:0866-72-0110
	■美星振興課(市民福祉係) .....	TEL:0866-87-3111

一人暮らしや体の不自由な人がいる世帯に貸し出し、いざというときに専用電話機、またはペンダント型の緊急ボタンを押すことによって自動的に緊急通報管理センターへ通報が入り、そこから登録してある協力員、消防署等へ連絡が入り、必要な措置をとるものです。

## ●費用の負担

利用者世帯の階層区分	利用者負担額
A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円
B 生計中心者の前年所得税が非課税の世帯	0円
C 生計中心者の前年所得税課税額が10,000円以下の世帯	16,300円
D 生計中心者の前年所得税課税額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円
E 生計中心者の前年所得税課税額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円
F 生計中心者の前年所得税課税額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円
G 生計中心者の前年所得税課税額が140,001円以上の世帯	全額

※なお、設置に要する費用が、この表に規定する負担額未済の場合には、この表にかかわらず設置に要する経費に相当する額とします。

## 日常生活用具給付事業

☎ 問い合わせ先

■福祉課(社会福祉係)	TEL:0866-62-9516
■芳井振興課(市民福祉係)	TEL:0866-72-0110
■美星振興課(市民福祉係)	TEL:0866-87-3111

介護保険の認定結果に関係なく、身体的または心身的機能低下のみられる一人暮らしの高齢者、寝たきりや認知症の高齢者に、日常生活に必要な用具を給付することにより、生活の便宜・向上を図るものです。

対象となる人 前年所得税が非課税の世帯に属する高齢者 ※必ず、事前の申請が必要です。ご注意ください。

## ●給付される用具

給付品目	給付限度額	備 考
杖	2,000円	一本杖に限る
手 押 車	8,000円	
ブ ザ ー ベ ル	11,000円	取付工事費を含む
火 災 警 報 器	3,000円	取付工事費を含む
自 動 消 火 器	7,000円	取付工事費を含む
電 磁 調 理 器	15,000円	
電 子 レ ン ジ	5,000円	
ガス漏れ報知器	3,000円	



## 養護老人ホーム

☎ 問い合わせ先

■福祉課(社会福祉係)	TEL:0866-62-9516
■芳井振興課(市民福祉係)	TEL:0866-72-0110
■美星振興課(市民福祉係)	TEL:0866-87-3111

高齢者のうち、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮している人で、自宅で生活することが困難な人が入所できる施設です。

サービスの内容 入所者の生活の場として食事、入浴などの日常生活の支援が行われます。また、レクリエーションや生活向上のための指導も行われます。

入所できる人 65歳以上の高齢者で、環境上の理由および経済的理由により自宅での生活が困難な人が対象となります。ただし、高齢者の属する世帯が生活保護を受けているか、市民税の所得割を課されていないなど生活が困窮していることが条件となります。具体的に養護老人ホームに入所する程度の状態にあるかどうかについては、入所判定委員会によって決定されます。

入所費用 ●入所者……前年の年金等の収入に応じて費用負担があります。  
 ●扶養義務者……前年の所得税額等に応じて費用負担があります。

市内の実施施設 偕楽園(井原市上出部町四季が丘20-5)

# 高齢者のための福祉

## いきいきデイサービス

☎ 問い合わせ先	■福祉課(社会福祉係) .....	TEL:0866-62-9516
	■芳井振興課(市民福祉係) .....	TEL:0866-72-0110
	■美星振興課(市民福祉係) .....	TEL:0866-87-3111

要介護状態となることを予防するため、入浴サービスなどの各種サービスを提供し、自立の助長や心身機能の維持向上を図ります。

対象となる人	おおむね65歳以上の高齢者で、要介護認定を受けていない人、または同程度の心身の状態にある人
サービスの内容	生活指導、日常動作訓練、健康チェック、送迎、入浴サービス、給食サービスなどで、原則として、月に2回以内です。
費用の負担	1回当たり1,000円(食事400円・施設利用料600円)

### 実施事業者

施設名	対象地区
きのこのデイ	木之子地区、稲倉地区、県主地区の人
やすらぎセンター	井原地区、青野地区、西江原地区の人
西部いこいの里	出部地区、高屋地区、大江地区の人
デイサービスセンターみずき	荏原地区、野上地区の人
小田川荘デイサービスセンター	芳井地区(一部の地域を除きます)
長楽園デイサービスセンター	芳井地区の一部 ・宇戸川(一部、小田川荘デイサービスセンター)、花滝、種、佐屋美星地区の人

## 軽度生活援助サービス

☎ 問い合わせ先	■福祉課(社会福祉係) .....	TEL:0866-62-9516
	■芳井振興課(市民福祉係) .....	TEL:0866-72-0110
	■美星振興課(市民福祉係) .....	TEL:0866-87-3111

日常生活上の援助が必要な人に、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を支援します。

対象となる人	おおむね65歳以上の一人暮らしや65歳以上の人のみで構成された世帯で、日常生活上の援助が必要な人
サービスの内容	対象者の家庭に生活援助協力員を派遣し、次にあげる軽度の生活援助を行います。 (2週間におおむね4時間以内) 1. 外出・散歩の付き添い等の外出時の援助 2. 宅配の手配、食材の買い物等の食事・食材の確保 3. 寝具類等大物の洗濯・日干し、搬出入 4. 庭の草とり等の家周りの手入れ 5. 電球や電池交換など軽微な修繕等 6. 家庭内の整理・整頓 7. その他対象者の生活支援に資する軽易な日常生活上の援助
費用の負担	サービス1回あたり100円

## 寝具類乾燥消毒サービス

☎ 問い合わせ先	■福祉課(社会福祉係) .....	TEL:0866-62-9516
	■芳井振興課(市民福祉係) .....	TEL:0866-72-0110
	■美星振興課(市民福祉係) .....	TEL:0866-87-3111

寝具類の衛生管理が困難な人に対して、専用車両を用いて対象者の居宅またはその近辺において、月1回を限度に寝具類の乾燥・消毒を行い、在宅での自立した生活を支援します。

対象となる人	市内に居住しているおおむね65歳以上の一人暮らしや65歳以上の人のみで構成された世帯およびこれに準じる世帯に属する高齢者または身体障害者で寝具類の衛生管理が困難な人
助成額	サービス1回あたり200円(原則として、掛布団・敷布団・毛布・マットレス等4枚程度)

# 生きがい対策サービス

## シルバー人材センター

☎ 問い合わせ先 | ■井原市シルバー人材センター ..... TEL : 0866-62-8562

健康で働く意欲のある高齢者に、地域社会と連携して知識、経験、技能を生かした「働く場」を提供し、生活感の充実、福祉の増進を図り、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりを目指すものです。

入会できる人 原則 60歳以上の健康で働く意欲のある人

会 費 年会費 3,000円

仕 事 内 容 草刈り、除草、あて名書き、植木の手入れ、障子張り、簡単な大作業などの仕事を入会されている高齢者に紹介し、配分金をお支払いします。他に、シルバー派遣事業での働き方があります。また、同好会活動も活発に行っています。

## 井原市老人福祉センター

☎ 問い合わせ先 | ■井原市老人福祉センター ..... TEL : 0866-72-1366  
井原市芳井町吉井 4103-2

高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション等のための場として利用する施設です。

利用できる人 65歳以上の人

費用の負担 市内の人は無料、市外の方は有料です。

## シルバーカード

☎ 問い合わせ先 | ■福祉課（社会福祉係） ..... TEL : 0866-62-9516  
■芳井振興課（市民福祉係） ..... TEL : 0866-72-0110  
■美星振興課（市民福祉係） ..... TEL : 0866-87-3111

65歳以上で交付を希望される人に、シルバーカードを交付します。入場料が割引となっている施設（美術館等）もたくさんありますので、シルバーカードを身分証代わりにご利用ください。ただし、美術館等の特別展などのときには有料となることもありますので、入場の際にはご確認ください。



児童・ひとり親  
支援のための福祉

健康  
づくりの

の成人・高齢者  
のための保健者

の障害者  
のための福祉者

介護  
保険

高齢者のための  
介護予防・生活支援

の高齢者の  
ための福祉者

生きがい対策

等生の  
生活  
相談

施設  
等一  
覧表

社会福祉協  
原市

参  
考  
資  
料

索  
引

# 生きがい対策サービス

## 小田川大学

☎ 問い合わせ先 | ■ いばらサンサン交流館 ..... TEL:0866-62-6100

生涯にわたって、学び続けたい、あるいは学習活動を地域社会のために役立ててみたいと考えておられる高齢者のために開講しています。講師等を招いての講義の開催（年間6回程度）をしています。

## 敬老会

☎ 問い合わせ先 | ■ 福祉課(社会福祉係) ..... TEL:0866-62-9516  
■ 芳井振興課(市民福祉係) ..... TEL:0866-72-0110  
■ 美星振興課(市民福祉係) ..... TEL:0866-87-3111

敬老月間の9月頃に開催し、対象者に記念品を贈呈しています。金婚、米寿該当者にはあらかじめ撮影の希望を受け付け、記念写真を贈呈しています。

## 敬老祝金

☎ 問い合わせ先 | ■ 福祉課(社会福祉係) ..... TEL:0866-62-9516

長寿の方を祝福し、敬老の意を表すため敬老祝金を贈っています。

種類	贈呈金額	基準日	対象者
88歳祝金	50,000円	9月1日	基準日以前の1年間に88歳に達した人で、かつ基準日において井原市に継続して1年間以上居住している人
100歳祝金	100,000円	100歳に達する日	当該基準日において井原市に継続して1年以上居住している人



# 生活保護等の相談

## 生活保護（相談・申請）

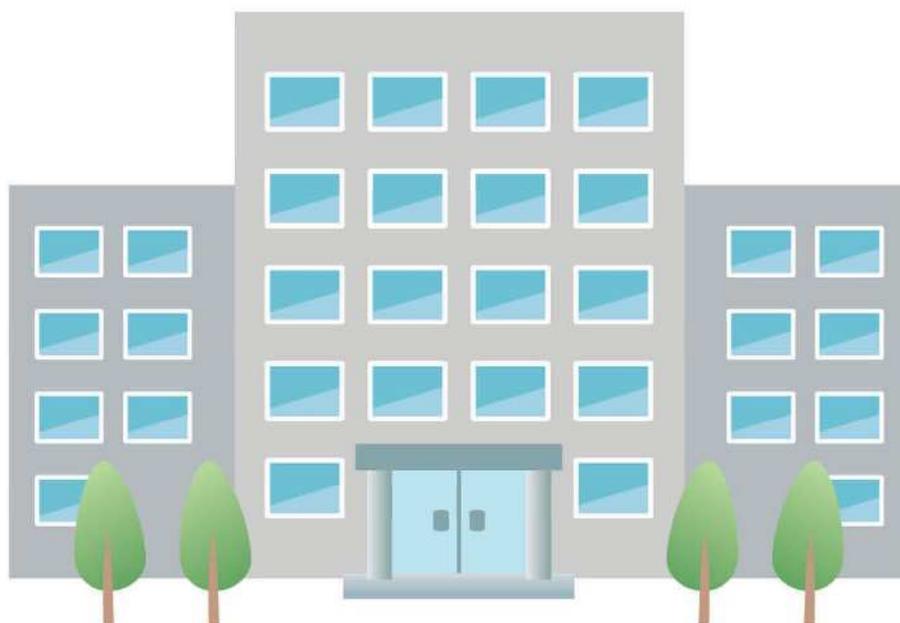
☎ 問い合わせ先 | ■ 福祉課（生活福祉係） ..... TEL:0866-62-9526

生活保護制度は、病気やけが、失業など様々な事情で生活にお困りの方に、法で定める健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度です。資産や能力などを活用しても、国が定める最低生活費に不足する場合、困窮の程度に応じて支給されます。

## 生活困窮者自立支援事業

☎ 問い合わせ先 | ■ 福祉課（生活福祉係） ..... TEL:0866-62-9526

生活に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方に、生活保護に至る前の段階での自立に向けての支援を行います。相談支援員が各種支援機関への紹介や同行、就労支援等のお手伝いをします。



児童・ひとり親  
家庭等のための福祉

健康  
づくりの

成人・高齢者  
のための保健者

障  
害  
者  
の  
福  
祉  
者

介  
護  
保  
険

高齢者  
の  
た  
め  
の  
介  
護  
支  
援  
・  
生  
活  
支  
援

高  
齢  
者  
の  
た  
め  
の  
福  
祉  
者

サ  
シ  
キ  
ガ  
イ  
ビ  
対  
ス  
策

生  
活  
の  
活  
相  
保  
談  
護

施  
介  
護  
等  
一  
覧  
社

社  
会  
福  
祉  
原  
協  
議  
会  
市

参  
考  
資  
料

索

引

# 介護・福祉施設等一覧

## 介護保険施設一覧

### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に日常生活に介護が必要な高齢者であって、居宅での介護が困難な人が入所し、介護等のサービスが提供される施設。

施設名	所在地	電話番号	経営主体	定員
特別養護老人ホーム 四季の里	上出部町四季が丘 20-4	0866-65-1607	(福) 恭和会	70
特別養護老人ホーム きのご荘	木之子町 2416-1	0866-62-2200	(福) 新生寿会	100
特別養護老人ホーム みずき	東江原町 1661-1	0866-63-2122	(福) みずき会	50
特別養護老人ホーム 小田川荘	芳井町川相 351	0866-72-1577	(福) 芳仙会	50
特別養護老人ホーム 長楽園	美星町西水砂 2236-7	0866-87-3110	(福) 小田・後月三友会	70

### 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設。

施設名	所在地	電話番号	経営主体	定員
特別養護老人ホーム みずき	東江原町 1661-1	0866-63-2122	(福) みずき会	20
井原市特別養護老人ホーム 星の郷	美星町大倉 2466	0866-87-4477	(福) 超寿会	29

### 介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とする医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

施設名	所在地	電話番号	経営主体
医療法人社団 菅病院 介護医療院	井原町 124	0866-62-2831	(医社) 菅病院

### 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（ケアハウス））

在宅生活が困難な高齢者が入所し、給食その他日常生活に必要なサービスが提供される施設。

施設名	所在地	電話番号	経営主体	定員
ケアハウス 四季が丘	上出部町四季が丘 20-7	0866-65-1600	(福) 恭和会	40
ケアハウス つむぎ	下出部町 7-1	0866-84-0300	(福) 福寿新生会	50
ケアハウス きのごセイモン ※1	西方町 1436-1	0866-65-0018	(福) 新生寿会	30

※1 介護保険事業所指定なし

### 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

高齢者が入居し、入浴、食事の提供・介護その他の日常生活に必要なサービスが提供される施設。  
(厚生労働省令で定める老人福祉施設等でないもの)

施設名	所在地	電話番号	経営主体	定員
介護付有料老人ホーム いばら長寿の里	上出部町 183	0866-62-5060	出原地所(有)	30
有料老人ホーム ラスパみずき ※2	下出部町 872	0866-67-3550	(福) みずき会	9
コーポラティブ らくじゅ	下出部町二丁目 17-2	0866-67-3240	(有) 楽寿会	30
サンサンリビング いばら楽寿	下出部町二丁目 17-4	0866-67-3200	(有) 楽寿会	60
介護付有料老人ホーム ドルフィン岩倉	岩倉町 342-1	0866-62-2211	(株) ドルフィン・エイド	30

※2 介護保険事業所指定なし

## 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者について、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う共同生活施設。

施設名	所在地	電話番号	経営主体	定員
グループホーム ラスパみずき	下出部町872	0866-67-3550	(福) みずき会	9
グループホーム いづえ楽寿	笹賀町二丁目10-8	0866-67-3211	(有) 楽寿会	18
グループホーム まごころ	高屋町1511-2	0866-67-9211	(同) ケアサービスセンターまごころ	9
グループホーム こよし	高屋町三丁目25-30	0866-67-1889	(株) なかよし	9
グループホーム 楽々園	大江町4505-5	0866-67-9366	コンフォート(有)	18
ニチイケアセンター 稲倉	下稲木町1268-1	0866-65-1022	(株) ニチイ学館	18
グループホーム 井原ラーゴム	西方町1425-1	0866-62-8577	(医社) きのご会	18
サンキ・ウエルビィ・グループホーム 井原	西江原町1549-1	0866-62-9989	サンキ・ウエルビィ(株)	9
グループホーム やなせ	芳井町築瀬145-5	0866-72-1738	(有) ファイン	9
グループホーム よしい	芳井町築瀬201-1	0866-72-0230	(有) ファイン	9
グループホーム 美星	美星町西水砂291-2	0866-87-2128	(有) 栄友会	18
グループホーム まごころ・緑	高屋町1511-1	0866-67-9211	(同) ケアサービスセンターまごころ	9

## 短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）

高齢者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった方が短期間入所し日常生活に必要なサービスが提供される施設。

施設名	所在地	電話番号	経営主体	定員
医療法人社団 菅病院 介護医療院	井原町124	0866-62-2831	(医社) 菅病院	空床利用
特別養護老人ホーム四季の里 短期入所生活介護事業所	上出部町四季が丘20-7	0866-65-1607	(福) 恭和会	5
西部いこいの里 短期入所生活介護事業所	高屋町四丁目25-2	0866-67-9201	(福) 新生寿会	30
きのご 短期入所生活介護事業所	木之子町2416-1	0866-62-2200	(福) 新生寿会	5
特別養護老人ホームみずき 短期入所生活介護事業所	東江原町1661-1	0866-63-2122	(福) みずき会	16
小田川荘 短期入所生活介護事業所	芳井町川相351	0866-72-1577	(福) 芳仙会	20
長楽園 短期入所生活介護事業所	美星町西水砂2236-7	0866-87-3110	(福) 小田・後月三友会	10

### 介護事業所・生活関連情報検索

このホームページでは、全国約21万か所の「介護サービス事業所」の情報が検索・閲覧できます。「介護事業所・生活関連情報検索」で検索してご利用ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

介護事業所・生活関連情報検索



# 介護・福祉施設等一覧

## 介護保険施設一覧

### 通所介護（デイサービス）

要支援・要介護の高齢者に対して、日帰りによる入浴・食事の提供、機能訓練など日常生活に必要なサービスを提供する施設。

施設名	所在地	電話番号	経営主体	定員
デイサービスセンター よつば ●★	上出部町1805-5	0866-65-0154	(株) よつば	65
デイサービスセンター・サントピア ●	上出部町四季が丘16-10	0866-65-1655	(福) 恭和会	32
デイサービスセンター サンライズ ●★	上出部町四季が丘20-7	0866-65-1603	(福) 恭和会	40
デイホームはなね ●★	笹賀町二丁目21-3	0866-84-0701	(株) 企画さとう	14
デイサービス 子守唄の里高屋 ●★	高屋町二丁目7-32	0866-63-4177	栄(株)	36
なかよし 指定通所介護事業所 ●★	高屋町二丁目14-6	0866-67-1809	(株) なかよし	30
デイサービス こよし	高屋町三丁目25-30	0866-67-1889	(株) なかよし	(12)
西部いこいの里 通所介護事業所 ●★	高屋町四丁目25-2	0866-67-9201	(福) 新生寿会	28 (12)
リハビリ型デイサービス 喝采 ●	岩倉町336-1	0866-63-3538	(株) 暖	18
きのこのデイ	西方町1436-1	0866-65-0021	(福) 新生寿会	30 (12)
デイサービスセンター よつば いばら ●★	東江原町325-1	0866-65-0428	(株) よつば	70
特別養護老人ホームみずき デイサービスセンター ●★	東江原町1661-1	0866-63-2122	(福) みずき会	31 (8)
井原市社会福祉協議会指定通所介護 事業所（やすらぎセンター） ●★	西江原町2936-1	0866-62-9200	(福) 井原市社会福祉協議会	35
小田川荘 デイサービスセンター ●★	芳井町川相351	0866-72-1577	(福) 芳仙会	35
長楽園 デイサービスセンター ●★	美星町西水砂2236-7	0866-87-3868	(福) 小田・後月三友会	50

※●は、総合事業通所介護（P43）実施施設、★は、はつらつデイサービス（P43）実施施設。 ※定員のうち（ ）は認知症対応

### 小規模多機能型居宅介護

デイサービスを中心として、利用者のニーズに応じホームヘルプサービスやショートステイを組み合わせ提供する地域密着型施設。

施設名	所在地	電話番号	経営主体	定員
小規模多機能 ラスパみずき	下出部町872	0866-67-3550	(福) みずき会	29
小規模多機能型居宅介護 こよし	高屋町1587	0866-67-9828	(株) なかよし	29
ニチイケアセンター 稲倉	下稲木町1268-1	0866-65-1070	(株) ニチイ学館	25
サンキ・ウエルビィ 小規模多機能センター 井原	西江原町1549-1	0866-62-9990	サンキ・ウエルビィ(株)	25
きのこ倶楽部	木之子町2416-1	0866-62-2155	(福) 新生寿会	25

### すまいるサービス

従業員が居宅を訪問し、掃除や洗濯などの軽易な日常生活上の支援を行うサービス事業所。

事業所名	所在地	電話番号	経営主体
井原市シルバー人材センター	西江原町2923-1	0866-62-8562	(公社) 井原市シルバー人材センター

## 訪問介護（ホームヘルプサービス）

在宅の要支援者または要介護者に対して、ホームヘルパーが訪問し、身体介護、生活援助などの日常生活上の世話をを行うサービス事業所。

事業所名	所在地	電話番号	経営主体
あしたば訪問介護 ●	井原町318-1 石井ビル2F201	0866-63-4081	(同) ASHITABA
井原市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所 ●	井原町1110	0866-65-5300	(福) 井原市社会福祉協議会
訪問介護サービス 一期 ●★	七日市町59	0866-65-0515	(有) 一期
日の丸ハートケア 介護センター	高屋町四丁目8-1	0866-67-2218	日の丸タクシー (株)
西部いこいの里 訪問介護事業所 ●	高屋町四丁目25-2	0866-67-9201	(福) 新生寿会
訪問介護事業所 愛逢傘 ●★	木之子町93-2	0866-63-1527	(特非) 愛逢傘奉仕会
サンキ・ウエルビィ 介護センター 井原 ●	西江原町1549-1	0866-62-9991	サンキ・ウエルビィ (株)
小田川荘 ホームヘルプサービス ●	芳井町川相351	0866-72-1577	(福) 芳仙会
ケアサービス 美星 ●★	美星町三山5577-6	0866-87-9277	(株) アリスジャパン
ニチイケアセンター 井原	井原町1261-1	0866-65-5054	(株) ニチイ学館

※●は、総合事業訪問介護（P43）実施事業所、★は、すまいるサービス（P43）実施事業所。

## 訪問入浴介護

看護師と介護士が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行うサービス事業所。

事業所名	所在地	電話番号	経営主体
アサヒサンクリーン在宅介護センター 井原	七日市町149 石井仙ビル1階	050-3317-7668	(株) アサヒサンクリーン

## 訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行う施設。

事業所名	所在地	電話番号	経営主体
井原医師会訪問看護ステーション	井原町181-5	0866-65-0220	(社) 井原医師会
訪問看護センター まいづる	井原町1186	0866-62-2111	井原市

## 通所リハビリテーション（デイケア）

医療機関や老人保健施設等で食事・入浴等の日常生活上の支援や生活行為向上の支援を日帰りで行う施設。

事業所名	所在地	電話番号	経営主体
医療法人社団 菅病院	井原町124	0866-62-2876	(医社) 菅病院
井原市立井原市民病院	井原町1186	0866-62-1133	井原市
医療法人平允会 森本整形外科医院 通所リハビリテーション	上出部町473	0866-62-6277	(医) 平允会
井原第一クリニック	高屋町127-1	0866-84-0097	(医) 弘智会
長尾整形外科 リハビリテーション科	西江原町867-1	0866-62-2510	(医) 知水会長尾外科

# 介護・福祉施設等一覧

## 介護保険施設一覧

### 訪問リハビリテーション

理学療法士等が居宅を訪問し、日常生活動作向上のためのリハビリを行うサービス事業所。

事業所名	所在地	電話番号	経営主体
医療法人社団 菅病院	井原町124	0866-62-2831	(医社) 菅病院
井原市立井原市民病院	井原町1186	0866-62-1133	井原市
長尾整形外科 リハビリテーション科	西江原町867-1	0866-62-2510	(医) 知水会長尾外科
井原第一クリニック	高屋町127-1	080-2897-1368	(医) 弘智会
医療法人平允会 森本整形外科医院	上出部町473	0866-62-6277	(医) 平允会

### 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

要支援者・要介護者に、車いす、ベッド、歩行支援具等の福祉用具をレンタルしたり、シャワーチェア、ポータブルトイレ等の用具を介護保険を適用して販売するサービス事業所。

事業所名	所在地	電話番号
ケアサークル井原企業組合	井原町1205-10	0866-65-1360
(株) 第一ライフサービス	高屋町247-1	0866-67-2707
こすもすめ～る芳井店	芳井町築瀬323	0866-72-1377

### 居宅介護支援事業所

介護保険の居宅サービスのケアプランを作成したり、利用者とサービス事業者との連絡調整を行う事業所。

施設名	所在地	電話番号
医療法人社団菅病院在宅ケアセンター	井原町124	0866-62-2876
井原医師会居宅介護支援事業所	井原町181-5	0866-65-1030
井原市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	井原町1110	0866-62-6540
森本整形外科 居宅介護支援事業所	上出部町473	0866-62-6277
居宅介護支援事業所つば	上出部町1805-5	0866-65-0154
ケアプランセンター四季が丘	上出部町四季が丘20-7	0866-65-1602
井原第一クリニック居宅介護支援事業所	高屋町127-1	080-6267-5867
指定居宅介護支援事業所まごころ	高屋町1511-1	0866-67-9211
なかよし指定居宅介護支援事業所 ●	高屋町二丁目14-6	0866-67-1909
西部いこいの里居宅介護支援事業所	高屋町四丁目25-2	0866-67-9210
きのこセイモン居宅介護支援事業所	西方町1424-1	0866-65-0034
指定居宅介護支援事業所みずき	東江原町1661-1	0866-63-2122
せせらぎ	西江原町867-1	0866-62-2510
小田川荘居宅介護支援事業所	芳井町川相351	0866-72-1577
美星居宅介護支援事業所	美星町大倉2467-4	0866-87-3900
長楽園居宅介護支援事業所	美星町西水砂2236-7	0866-87-3110

※●は、介護予防支援事業所。

# 障害者福祉施設一覧

## 居宅介護事業所

在宅の障害者等に対して、ホームヘルパーが訪問し、身体介護、家事援助など日常生活に必要な援助を行う事業所。

施設名	所在地	電話番号	経営主体
あしたば訪問介護	井原町318-1	0866-63-4081	(同) ASHITABA
井原市社会福祉協議会指定居宅介護事業所	井原町1110	0866-65-5300	(福) 井原市社会福祉協議会
ケアサークル井原ホームヘルプサービスセンター	井原町1205-10	0866-65-1360	ケアサークル井原企業組合
訪問介護サービス一期	七日市町59	0866-65-0515	(有) 一期
訪問介護事業所 愛達傘	木之子町93-2	0866-63-1527	(特非) 愛達傘奉仕会
サンキ・ウエルビィ介護センター井原	西江原町1549-1	0866-62-9991	サンキ・ウエルビィ(株)
小田川荘ホームヘルプサービス	芳井町川相351	0866-72-1577	(福) 芳仙会
ケアサービス美星	美星町三山5577-6	0866-87-9277	(株) アリスジャパン
ニチイケアセンター 井原	井原町1261-1	0866-65-5054	(株) ニチイ学館

## 重度訪問介護事業所

在宅で生活する、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対して、ホームヘルパーが訪問し、身体介護、家事援助及び外出時における移動中の介護など日常生活に必要な援助を行う事業所。

施設名	所在地	電話番号	経営主体
あしたば訪問介護	井原町318-1	0866-63-4081	(同) ASHITABA
訪問介護事業所 愛達傘	木之子町93-2	0866-63-1527	(特非) 愛達傘奉仕会
サンキ・ウエルビィ介護センター井原	西江原町1549-1	0866-62-9991	サンキ・ウエルビィ(株)
小田川荘ホームヘルプサービス	芳井町川相351	0866-72-1577	(福) 芳仙会
ニチイケアセンター 井原	井原町1261-1	0866-65-5054	(株) ニチイ学館

## 同行援護事業所

視覚障害を有する人が外出する際、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他必要な外出支援を行う事業所。

施設名	所在地	電話番号	経営主体
サンキ・ウエルビィ介護センター井原	西江原町1549-1	0866-62-9991	サンキ・ウエルビィ(株)
ケアサービス美星	美星町三山5577-6	0866-87-9277	(株) アリスジャパン

## 短期入所

自宅で介護をおこなう人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業所。

施設名	所在地	電話番号	経営主体
井原市立井原市民病院	井原町1186	0866-62-1133	井原市
こだま園短期入所事業所	高屋町4275-1	0866-67-2940	(福) こだま園

# 介護・福祉施設等一覧

## 障害者福祉施設一覧

### 生活介護事業所

常時介護を要する障害者等に対して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他日常生活上の支援、身体能力及び生活能力の向上のために必要な援助を行う事業所。

施設名	所在地	電話番号	経営主体
こだま園こころよい	高屋町4048	0866-67-1500	(福) こだま園
こもれび	下出部町一丁目14-1	0866-75-4357	(同) こもれび

### 就労継続支援 (A型) 事業所

一般企業等に雇用されることが困難な障害者等に対して、雇用契約等に基づき生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行う事業所。

施設名	所在地	電話番号	経営主体
継之助	大江町3454-2	0866-63-4502	クレアズ(株)

### 就労継続支援 (B型) 事業所

一般企業等に雇用されることが困難な障害者等や、50歳に達している障害者等に対して、生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行う事業所。

施設名	所在地	電話番号	経営主体
せいび夢空感	高屋町267-1	0866-67-1316	(福) セイビ福祉会
こだま園 東江原ワーク	東江原町326-1	0866-63-3115	(福) こだま園
こだま園 芳井ふれあい作業所	芳井町与井144	0866-72-1427	(福) こだま園
笑楽(えがく)	笹賀町412-1	0866-63-4638	健正(同)
就労継続支援B型事業所わーくここから	高屋町3丁目3-1	0866-84-0881	(特非) ここから井原の会

### 共同生活援助 (グループホーム) 事業所

地域で共同生活を営むのに支障がない障害者等に対して、主として夜間において、相談その他日常生活上の援助を行う事業所。

施設名	所在地	電話番号	経営主体
こだま園生活援助ホーム	高屋町4275-1	0866-67-2940	(福) こだま園
ロボミン	高屋町1931-1	090-7481-4654	(株) ロボミン

### 計画相談支援事業所

障害福祉サービスを利用しようとする障害者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、サービスの適切な利用が出来るよう計画を作成し、必要な支援を行う事業所。

施設名	所在地	電話番号	経営主体
井原市社会福祉協議会 障害福祉相談支援事業所	井原町1110	0866-62-1484	(福) 井原市社会福祉協議会
こだま園 相談支援事業所	高屋町4275-1	0866-67-2940	(福) こだま園
Temple of the Heart	西江原町2257-1	0866-75-4567	(特非) 平成いばら漢塾

## 障害児通所支援事業所

障害児に対して、通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団指導への適応訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う事業所。

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

施設名	所在地	電話番号	経営主体
井原あゆみ園	井原町1110	0866-62-1484	(福) 井原市社会福祉協議会
療育支援事業所 てくてく	木之子町19-1	0866-63-2003	(特非) いちばんぼし
こども発達支援 すてっぷ	七日市町122-1	0866-84-1775	(株) 和源
KJK スクール	西江原町2257-1	090-2867-8326	(特非) 平成いばら漢塾

(放課後等デイサービスのみ)

施設名	所在地	電話番号	経営主体
夢門塾ゆうゆう井原	西江原町935-1	0866-63-4700	キャレオス(株)
こもれび	下出部町一丁目14-1	0866-75-4357	(同) こもれび
放課後児童デイサービスセンター らいず	笹賀町二丁目21-11	0866-84-0127	(福)「ゼノ」少年牧場

## 保育所等訪問支援事業所

保育所等を訪問し、専門的な支援が必要な児童に対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行う事業所。

施設名	所在地	電話番号	経営主体
療育支援事業所 てくてく	木之子町19-1	0866-63-2003	(特非) いちばんぼし

## 居宅訪問型児童発達支援事業所

重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導などの必要な支援を行う事業所。

施設名	所在地	電話番号	経営主体
こもれび	下出部町一丁目14-1	0866-75-4357	(同) こもれび

## 障害児相談支援事業所

障害児通所支援、保健所等訪問支援を利用しようとする障害児の心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行う事業所。

施設名	所在地	電話番号	経営主体
井原市社会福祉協議会 障害福祉相談支援事業所	井原町1110	0866-62-1484	(福) 井原市社会福祉協議会
Temple of the Heart	西江原町2257-1	0866-75-4567	(特非) 平成いばら漢塾

## 地域活動支援センターⅡ型事業所

在宅の障害者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス、その他必要な支援を行う事業所。

施設名	所在地	電話番号	経営主体
井原はばたき作業所	高屋町2012-1	0866-67-1001	(特非) 井原はばたき会
井原市太陽の会作業所	井原町1665-1	0866-62-6880	(特非) 太陽の会

## 社会福祉協議会の事業

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づきすべての市町村に設置されている、非営利の民間組織です。在宅生活を支援するための各種福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っています。また、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人々との協働を通じて地域の福祉活動を推進しています。

### 事業の内容

#### ● 地域福祉活動

- 地区社会福祉協議会活動の支援
- ふれあいのまちづくり推進事業
  - ・ ご近所福祉ネットワーク活動
  - ・ ふれあい・いきいきサロン活動
- 日常生活自立支援事業
- 生活困窮者家計改善事業
- ボランティアセンター事業
- 災害ボランティア事前登録・研修事業
- ふれあい福祉相談センター実施
- ひきこもり相談支援センター実施
- ボランティア活動の推進及び支援
  - ・ 手話・要約筆記奉仕員養成講座の開催
- 日常生活用具貸与事業
- 車椅子・レクリエーション短期用品貸出
- 共同募金推進事業
  - ・ 福祉ボランティア団体助成
  - ・ トントンと〜とバッグプロジェクト
  - ・ 子どもの成長応援プロジェクト
  - ・ 井原市社会福祉大会の開催
  - ・ 赤羽根カフェ
  - ・ 広報紙の発行など

#### ● 児童・青少年福祉活動

- 夏のボランティア体験事業
- 園児・児童・生徒のボランティア活動普及事業
- チャイルドシート・ベビーカー・ジュニアシートの貸出
- 交通遺児激励金
- 福祉教育の推進

#### ● 介護保険サービス

- ・ 訪問介護事業
- ・ 居宅介護支援事業
- ・ 通所介護事業

#### ● 障害福祉サービス

- ・ 児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業
- ・ 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業
- ・ 居宅介護事業

#### ● 生活福祉資金・井原市社会福祉協議会福祉資金の貸付

#### ● 井原市障害者相談支援センター

#### ● いばらサンサン交流館の運営

#### ● 井原市老人福祉センターの運営

#### ● すぱーく美星の運営

## 奉仕員養成講座

☎ 問い合わせ先 | ■社会福祉協議会 ..... TEL:0866-62-1484

手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成講座等を通じて地域で活動できる奉仕員を養成します。

内 容 手話奉仕員養成講座：入門全22回／基礎全24回／ステップアップ全18回  
 要約筆記奉仕員養成講座：全17回

## 生活福祉資金・井原市社会福祉協議会福祉資金の貸付

☎ 問い合わせ先 | ■社会福祉協議会 ..... TEL:0866-62-1484  
 ■社会福祉協議会芳井支所 ..... TEL:0866-72-1366  
 ■社会福祉協議会美星支所 ..... TEL:0866-87-4141

世帯の生活の安定、向上を図ることを目的に、各要件に該当する方を対象に必要な資金を貸し付けます。  
 上記問い合わせ先又は、各地区民生委員を通じてご相談ください。

対象となる人 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯  
 種 類 生活資金、住宅資金、修学資金、療養資金など

## 日常生活用具貸与事業

☎ 問い合わせ先 | ■社会福祉協議会 ..... TEL:0866-62-1484  
 ■社会福祉協議会芳井支所 ..... TEL:0866-72-1366  
 ■社会福祉協議会美星支所 ..... TEL:0866-87-4141

在宅福祉増進を図るため、日常生活用具を貸し出します。

対象となる人 高齢、障害、傷病等の理由により、日常生活や外出など在宅生活に支障のある人。  
 ※ただし、介護保険制度による要介護2から5の認定者および長期入院などの在宅で使用しない場合は貸し出しできません。  
 品 目 電動ベッド・ギャッチベッド(手動)・車椅子  
 利 用 料 電動ベッド月額500円、ギャッチベッド(手動)月額300円、車椅子月額300円



# 井原市社会福祉協議会

## 社会福祉協議会の事業

### 車椅子短期貸出

☎ 問い合わせ先

■社会福祉協議会	TEL : 0866-62-1484
■社会福祉協議会芳井支所	TEL : 0866-72-1366
■社会福祉協議会美星支所	TEL : 0866-87-4141

外出・外泊など短期間車椅子が必要な場合に無料で貸出します。

対象となる人 市内在住の人

貸出期間 2週間以内

### レクリエーション用品短期貸出

☎ 問い合わせ先

■社会福祉協議会	TEL : 0866-62-1484
■社会福祉協議会芳井支所	TEL : 0866-72-1366
■社会福祉協議会美星支所	TEL : 0866-87-4141

レクリエーション用品を無料で貸し出しすることにより、福祉の推進・生きがいづくり・余暇活動の向上を図ります。

対象となる人 市内のふれあい・いきいきサロンや社会福祉協議会登録ボランティア団体、地区社会福祉協議会

貸出期間 2週間以内

### チャイルドシート・ベビーカー・ジュニアシート短期貸出

☎ 問い合わせ先

■社会福祉協議会	TEL : 0866-62-1484
■社会福祉協議会芳井支所	TEL : 0866-72-1366
■社会福祉協議会美星支所	TEL : 0866-87-4141

年末年始・お盆の帰省時等、一時的に必要な人に無料で貸出します。  
※ただし、返却時にカバー類のクリーニングが必要です。

対象となる人 市内在住の人

貸出期間 2か月以内

### 子どもの成長応援プロジェクト（制服や体操服のリサイクル）

☎ 問い合わせ先

■社会福祉協議会	TEL : 0866-62-1484
----------	--------------------

成長により着られなくなった制服や体操服を集め、必要な方に譲渡しています。

物 品 ●小・中学校の中古の制服や体操服  
●新品の鉛筆やノート等の学用品

## 日常生活自立支援事業

☎ 問い合わせ先 | ■社会福祉協議会 ..... TEL:0866-62-1484

福祉サービスの利用や日々のお金のやりとりに不安のある方が、在宅で安心して生活ができるようにお手伝いします。

- 補助内容**
- 福祉サービスの手続きについて
    - ・さまざまな福祉サービスを利用するときの手続きをお手伝いします。
  - お金の出し入れについて
    - ・福祉サービスの利用料や公共料金、通院代等の支払い手続きをお手伝いします。
  - 大切な書類等の預かりについて
    - ・保管を希望される通帳や印鑑、証書などの重要書類をお預かりします。

- 対象となる人**
- 契約などの判断に不安のある人
  - 利用する意思がある人
  - 契約内容が理解できる人

## 生活困窮者家計改善支援事業

☎ 問い合わせ先 | ■社会福祉協議会 ..... TEL:0866-62-1484

家計の視点から相談者の困りごとをいっしょに理解し、自ら家計管理ができるように支援します。

- 内容**
- 問い合わせ・相談
    - ・借金や滞納などをいっしょに確認し、家計の「見える化」を図っていきます。
  - 家計再生プランの作成
    - ・レシート等を集めてお金の流れをわかりやすく表などにし、いっしょに収支を見直します。
    - ・必要に応じて、生活福祉資金貸付事業などを利用します。
  - プランの実行
    - ・定期的にプランの見直し、不安の解消につなげていきます。

- 対象となる人**
- 借金や滞納などがあり、生活に困っている人
  - 利用する意思のある人



# 井原市社会福祉協議会

## ふれあい福祉相談センター

### 相談体制の充実

☎ 問い合わせ先

■社会福祉協議会	TEL : 0866-62-1484
■社会福祉協議会芳井支所	TEL : 0866-72-1366
■社会福祉協議会美星支所	TEL : 0866-87-4141

相談内容	日時	相談員	内容
ふれあい福祉相談	月～金曜日 8:30～17:00	社会福祉協議会職員	日常生活上の心配ごとや困りごとなどあらゆる相談
法律相談	月1程度 ※ただし、6・8・9・10・2月は月2回 時間は、 10:00～15:00と13:00～16:00の どちらかになります。	弁護士	法律上の難しい問題 (財産・相続・金銭貸借・境界等) 1件30分以内 ※事前に予約が必要です。 《予約先》 社会福祉協議会 TEL 62-1484
ひきこもり専門相談	毎月第4水曜日 9:00～12:00	ひきこもり専門相談員	専門家によるひきこもりに関する相談 ※事前に予約が必要です。 《予約先》 社会福祉協議会 TEL 62-1484

※祝祭日を除く。

※日程は広報紙「社協だより」でお知らせします。

### ● 問い合わせ先…市役所市民活動推進課 TEL : 0866-62-9508

相談内容	日時	場所	相談員	内容
行政相談	毎月第2・4木曜日 10:00～12:00	井原市総合福祉センター	行政相談員	行政全般についての苦情や意見・要望(道路・住宅・福祉など)
	毎月第3木曜日 9:00～11:00	井原市芳井支所		
	毎月第3火曜日 10:00～12:00	美星公民館		
なやみごと相談	月1回程度 9:00～12:00	井原市総合福祉センター 井原市役所 芳井支所 美星公民館	人権擁護委員	いじめや体罰・セクハラ、家庭内や近所・名誉侵害・差別などに関する相談

※日程は「くらしのカレンダー(広報いばら)」でお知らせします。

# いばらサンサン交流館

## いばらサンサン交流館

☎ 問い合わせ先

■いばらサンサン交流館 TEL:0866-62-6100 FAX:0866-62-6110  
井原市井原町3616 e-mail:ibarasun@ibara.ne.jp

市民の健康づくり及び世代間交流を促進するとともに、高齢者福祉の充実を図るための施設です。

**健康の保持・増進** 「主体的健康づくりの場」としてご利用いただけるよう、次のような設備があります。  
浴室・足湯・エアロバイク・ウォーキングマシン・マッサージチェア・体重計・血圧計などの健康器具

**世代間交流の促進** 親・子・孫の三世代が、交流を図れるように、三世代交流事業を企画し、実施します。

**生きがいの場** 健康増進、教養の向上、レクリエーションの場としてご利用いただけます。定期的にカラオケ、俳句、書道、民謡、将棋、編み物、詩吟、囲碁、陶芸、茶道、華道、大正琴、ビリヤード、太極拳、盆栽などの各教室を開講しています。

### ■開館時間

火～土曜日 / 9時～21時  
日曜日 / 9時～17時

### ■休館日

毎週月曜日、祝日、年末年始  
(月曜日が祝日の場合、翌火曜日が休館日となります)

### ■施設利用料

区 分		基本使用料		冷暖房使用料 (1時間につき)
		9時～17時 (1時間につき)	17時～21時 (1時間につき)	
ホ ー ル	専用使用	1,500円	2,000円	1,000円
	3分の2使用	1,000円	1,300円	600円
	3分の1使用	500円	700円	300円
調 理 室		300円	400円	150円
工 芸 室		400円	500円	150円
和 室 1 (茶 室)		300円	400円	150円
和 室 2		200円	250円	150円
和 室 3		200円	250円	150円
会 議 室		300円	400円	150円

### ●利用規程

1. 市外の人の基本使用料は2倍の額です。
2. 営利目的の催し物などをする場合は、市民は基本使用料の100分の50(市外の方は100分の100)を加算。
3. 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、繰り上げて1時間とします。
4. 冷暖房の使用時間は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とします。

※利用料の減免制度もあります。詳細はお問い合わせください。

※図書コーナー、畳スペース、足湯コーナー、ロビー(テレビ、キッズコーナー等)、リフレッシュルーム(マッサージ機、ルームランナー等)、オープンスペース(ビリヤード等)は無料で利用できます。

### ■浴室利用

区 分	市 民	市外の人
浴室(1人1回につき)	200円	400円

※浴室利用については、65歳以上の市民は無料

### ■利用時間

火～土曜日(祝日・年末年始は除く)

時間 午前10時～12時 午後13時～15時

※浴室利用時間は、月替わりで男女入れ替え制となります。

## 井原市福祉基金助成事業

### 井原市福祉基金助成事業

☎ 問い合わせ先

- 福祉課(障害者福祉係)…… TEL:0866-62-9518 FAX:0866-62-9310
- 芳井振興課(市民福祉係)… TEL:0866-72-0110
- 美星振興課(市民福祉係)… TEL:0866-87-3111

障害者、高齢者、母子、低所得世帯に属する人等の福祉の増進を図るため、昭和56年から「井原市福祉基金」を設立し在宅福祉事業の増進に努めています。

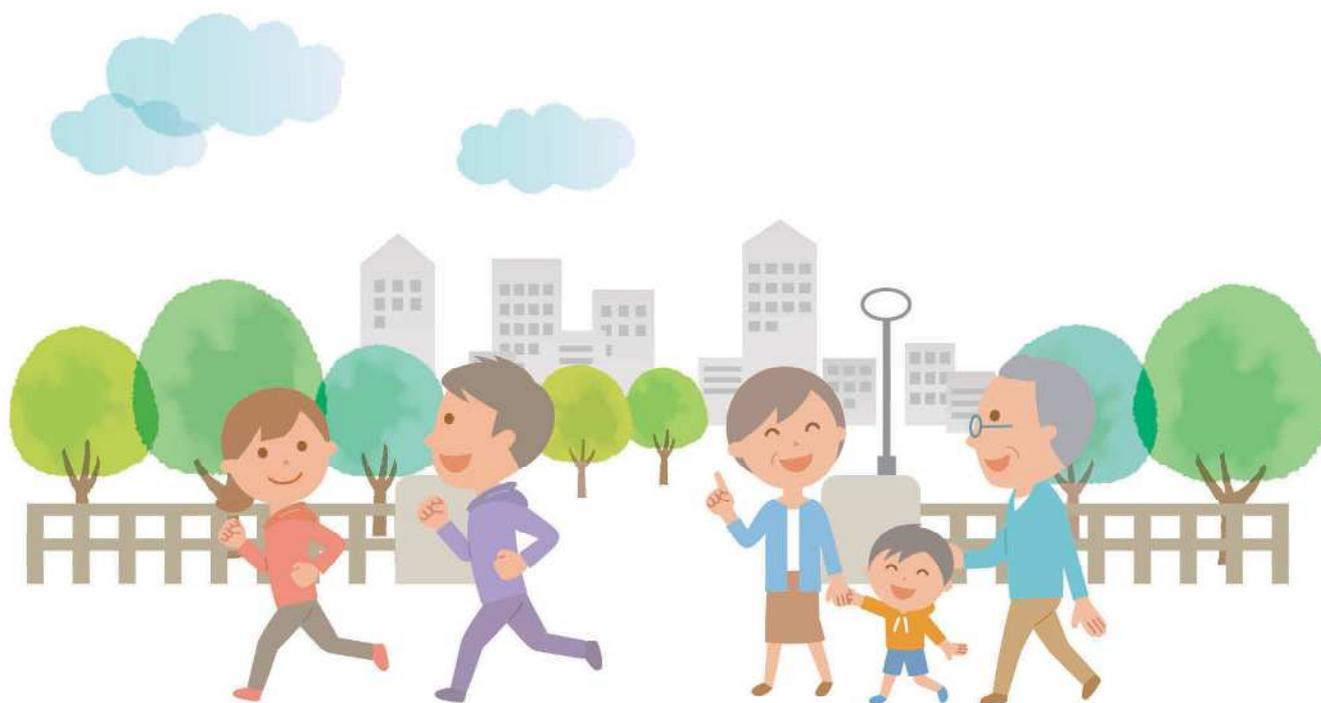
助成事業の種類	助成対象事業及び対象者等	助成内容	助成額
技術習得・社会参加促進費助成	<p>市内に住所を有する次の各号に掲げる人で、就業等のための技術習得を目的に、職業センターまたは専門学校に入学することにより就業若しくは自立更正が見込まれる人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 身体障害者手帳の交付を受けている人</li> <li>② 療育手帳の交付を受けている人</li> <li>③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人</li> </ol>	入校に要する経費	50,000円
心身障害者扶養共済制度加入保険料助成	<p>市内に住所を有する心身障害者の保護者で、この制度の保険料を納付している人。ただし、付加給付保険料を除く。</p>	加入保険料に要する経費の3分の1の額	
住宅設備改良費助成	<p>市内に住所を有する人で、次の各号に掲げる人が当該各号に掲げる手帳所持者または高齢者(介護保険等の住宅改造助成を既に受け、あるいは受けることができる人を除く)の生活しやすいように住宅設備の改善を行う場合(市県民税非課税世帯に限る)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人</li> <li>② 療育手帳Aの交付を受けている人</li> <li>③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人</li> <li>④ 前3号に掲げる人を介護している人</li> <li>⑤ 65歳以上の高齢者を含む世帯に属する人</li> <li>⑥ 障害者総合支援法に規定する難病患者等</li> </ol> <p>助成金の交付決定後、住宅改良の工事着手</p>	住宅設備改良に要する経費の3分の2の額(玄関、浴室、便所、炊事場等の改良で、障害の克服を目的としたものに限り、介護保険制度の住宅改修に準ずる)	200,000円 以内
心身障害者祝金	<p>市内に1年以上住所を有する人で、次の各号に掲げる人が結婚(ただし、初婚に限る)した場合はまたは20歳になったとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人</li> <li>② 療育手帳の交付を受けている人</li> <li>③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人</li> </ol>		結婚祝金(1人) 50,000円 成人祝金(1人) 20,000円
はり、きゅう、マッサージ施術費助成	<p>市内に住所を有する人で、次の各号に掲げる人があん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項に定めるあん摩、マッサージ師の免許を有する市内の施術所において施術を受けた場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人</li> <li>② 療育手帳Aの交付を受けている人</li> <li>③ 精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている人</li> <li>④ 65歳以上の人(市県民税非課税者に限る)</li> <li>⑤ 障害者総合支援法に規定する難病患者等</li> </ol>	はり、きゅう、マッサージ施術券の支給(1回当たりの施術に1枚とする)	2,000円券 年24枚

助成事業の種類	助成対象事業及び対象者等	助成内容	助成額
ファックス使用料金の助成	市内に住所を有する人で、身体障害者手帳1～3級の手帳の交付を受けている聴覚、音声または言語機能障害者であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる人	FAX使用料金の額	月額基本料金相当額
福祉ボランティアグループの育成および活動費の助成	障害者(児)、高齢者、母子(父子)家庭、養護施設入所者(児)の自立と社会参加を促進する福祉ボランティアグループ(5人以上)の育成および継続して行う福祉ボランティア活動の実施に要する経費の一部を助成します。	組織発足に伴う経費(初年度に限る)  活動に必要な資材、交通費およびボランティア保険料等市長が特に必要と認めた経費	30,000円  年30,000円以内
施設通所者(児)の交通費の助成	市内に住所を有する人で、特別支援学校または福祉施設におおむね週1回以上継続して通学、通所する知的障害者(児)、精神障害者、身体障害者もしくは障害者総合支援法に規定する難病患者等またはその親族であって、次の各号に該当する場合 ① 通常助成金 公共の交通機関または自家用車を利用して、通学または通所している場合 ② 緊急助成金 親族の病気等の事由により長期的に送迎が困難になった場合、その送迎に係る交通費	通学もしくは通所に必要な交通費またはガソリン代(特別支援学校に寄宿し、かつ、毎週末に帰宅する場合を含む)	① 通常助成金 ■定期乗車券購入に要した自己負担額の2分の1 ■ガソリン代 月額4,000円以内 ② 緊急助成金 ■送迎に要した経費の10分の9 40,000円以内 (1か月に限る)
紙おしめの助成	市内に住所を有する在宅で常時おしめを使用している人で、次の各号に掲げる人(井原市地域生活支援事業実施要綱(平成18年井原市告示第107号)に定める紙おむつの給付または井原市在宅重度要介護者介護用品支給事業実施要綱(平成17年井原市告示第8号)により介護用品の支給を受けることができる人を除く) ① 要介護1～5の認定を受けている人 ② 身体障害者手帳の交付を受けている人で、肢体不自由2級以上または体幹機能障害3級の人 ③ 療育手帳の交付を受けている人で、A判定の人 ④ 障害者総合支援法に規定する難病患者等 ⑤ 上記①～④に準ずる人	紙おしめ、紙パンツ及び尿とりパッドにかかる費用  【お問い合わせ先】 ① ⑤ 地域包括支援センター TEL 0866-62-9552 ② ③ ④ 福祉課社会福祉係 TEL 0866-62-9516	■市県民税課税世帯 1,000円券年20枚 (年度途中の場合は、3か月で5枚支給)  ■その他の世帯 1,000円券年40枚 (年度途中の場合は、3か月で10枚支給)
福祉タクシー料金、福祉バス料金の助成	市内に住所を有する在宅の低所得者(市県民税非課税者)で、次の各号に掲げる人 ① 身体障害者手帳1～2級の交付を受けている人 ② 療育手帳の交付を受けている人 ③ 精神障害保健福祉手帳1～2級の交付を受けている人 ④ 県が定める特定疾患患者 ⑤ 人工透析を受けている腎疾患患者(人工透析患者の通院交通費助成を受けている人を除く) ⑥ 小児慢性特定疾患患者 ⑦ 障害者総合支援法に規定する難病患者等 ⑧ 交通手段を有しない65歳以上の高齢者で、定期的に医療機関へ通院することが必要かつその通院費の助成が必要と認められる人(おおむね週1回以上、病院または診療所等の医療機関で療養を必要とする人(その事実を明らかにする資料の添付が必要))	一乗車につきタクシー基本料金(大型を除く)またはバス基本料金(最低運賃)のいずれか	■タクシー 基本料金(大型を除く)の乗車券を月8枚  ■バス 最低運賃の乗車券を月8枚

## 井原市福祉基金助成事業

助成事業の種類	助成対象事業及び対象者等	助成内容	助成額	
人工透析患者の通院交通費等の助成	市内に住所を有する低所得者(市県民税非課税者)で、人工透析を受けている腎臓疾患患者(福祉タクシー料金または福祉バス料金の助成を受けている人を除く)で、次の各号のいずれかに該当する人 ① 通院により人工透析を受けている低所得者(市県民税非課税者) ② 在宅血液透析を行っている人	① 通院に必要な交通費 ② 在宅血液透析に必要な上下水道料金・電気料金	月額 <b>4,000円</b>	
先進医療費自己負担金の助成	市内に1年以上住所を有する人で、先進医療を受けた人	自己負担金に要する経費の10分の1の額	1回 <b>300,000円</b> 以内	
理美容サービス利用料金の助成	市内に住所を有する人で、井原市在宅介護激励金の支給対象の被介護者	理美容サービス利用券の支給(1回のサービスにつき1枚とし、2か月で1枚)	<b>1,500円券</b> 年6枚	
元気地域事業の助成	地域の高齢者または一人暮らしの人が、集会所または公民館に集い、交流や社会参加またはボランティア活動を行うグループ(10人以上の会員で構成)	活動に必要な資材、交通費および保険料等市長が必要と認めた経費(備品および他への助成金は除く)の2分の1の額および基本額	基本額 <b>10,000円</b> 事業費 <b>20,000円</b> 以内	
福祉有償運送事業への助成	福祉有償運送事業を行う社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の営利を目的としない法人で、現に福祉有償運送を実施している法人及び福祉有償運送を実施しようとする法人	補助金の交付対象事業、経費		
		補助対象事業	補助対象経費	補助率・補助額
		①事務処理安定化事業	福祉有償運送事業の利用件数	1件 300円
		②事業設立事業	新たに福祉有償運送事業を実施するために要する経費	10分の10 上限250,000円
新たに福祉有償運送事業に使用する車両購入に要する経費	3分の2 上限500,000円 (ただし、車いす対応車両は1,000,000円)			
③事業継続事業	福祉有償運送事業を継続して運営している法人が車両購入に要する経費	3分の2 上限500,000円 (ただし、車いす対応車両は1,000,000円)		
障害者通所奨励金の助成	市内在住の障害者で、自宅又は市内の共同生活援助施設から地域活動支援センターⅡ型事業所、地域活動支援センターⅢ型事業所及び障害者総合支援法に定める就労継続支援事業所に通所している人		市内在住の通所者1人につき、対象施設に通所した日数(作業の時間が3時間未満の日を除く)に300円を乗じて得た額。	
障害者福祉施設修繕助成	障害者施設を運営する井原市内の特定非営利活動法人 助成金の交付決定後、施設修繕の工事着手	市内の障害者施設を運営する特定非営利活動法人が、当該施設の現状維持のための修繕を行う場合(ただし、1年度につき1申請とすることとし、助成金の交付決定を受けた日から起算して3年を経過するまでの間、交付決定を受けた事業所で実施する障害福祉サービス事業を継続すること)	2分の1以内 限度額50万円 (1事業所)	

助成事業の種類	助成対象事業及び対象者等	助成内容	助成額
障害福祉サービス事業所 開設整備費助成	市内に下記の障害福祉サービス事業所開設し、又は、整備しようとする指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた、又は、指定を受ける見込みである社会福祉法人等 ① 生活介護 ② 就労移行支援 ③ 就労継続支援 ④ 共同生活援助 ⑤ 児童通所支援 ⑥ 地域活動支援センター 助成金の交付決定後、施設開設、整備の工事着手	施設整備に係る工事請負費から補助金、助成金、寄附金等を控除した額(ただし、1施設1申請のみとし、助成金の交付決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間、交付決定を受けた事業所で実施する障害福祉サービス事業を継続すること)	3分の2以内 限度額200万円 (1事業所)
障害福祉サービス事業所の 事業費助成	市内に下記障害福祉サービス事業所を開設した、又は、開設しようとする社会福祉法人等 ① 就労継続支援 ② 地域活動支援センター 助成金の交付決定後、車両の購入	障害者の送迎用として使用する車両購入に要する経費(ただし、1施設1申請のみとし、助成金の交付決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間、交付決定を受けた事業所で実施する障害福祉サービス事業を継続すること)	3分の2以内 限度額200万円 (1事業所)



# 索引

## 索引

### あ

アート展	29	(社会参加促進事業)
赤ちゃん訪問	8	(親子の健康づくり)
いきいきデイサービス	49	(いきいきデイサービス事業)
1歳6か月児健診	9	(親子の健康づくり)
いばらサンサン交流館	66	(いばらサンサン交流館)
インフルエンザ	13	(予防接種事業)
小田川大学	51	(生きがい対策)

### か

介護教室・交流会	44	(各種講座など)
介護激励金	17、46	(在宅介護激励金)
介護サービス	35	(介護サービス)
介護保険	33	(介護保険)
介護用品	46	(介護用品支給事業)
介護予防ケアマネジメント	43	(介護予防・生活支援サービス事業)
介護予防出張講座	43	(介護予防事業)
介護予防事業	43	(介護予防事業)
介護予防チャレンジ事業	43	(介護予防事業)
火災警報器	48	(日常生活用具給付事業/高齢)
ガス漏れ報知器	48	(日常生活用具給付事業/高齢)
紙おしめ(紙おむつ)	30、68	(福祉基金助成事業)
紙おむつ	19	(日常生活用具給付事業/障害)
紙おむつ	46	(介護用品支給事業)
がんウィッグ	12	(がん患者ウィッグ等購入費用助成事業)
かみもぐ教室	10	(親子の健康づくり)
がん検診	12	(健康づくり事業)
給付制限	42	(保険料滞納による給付制限)
居宅介護支援事業所	57	(居宅介護支援事業所)
居宅介護事業	61	(社会福祉協議会の事業)
きらり広場	10	(親子の健康づくり)
緊急通報装置	47	(緊急通報装置の貸与)
クッキングセミナー	10	(親子の健康づくり)
グループホーム	54	(認知症対応型共同生活介護)
車いす	18	(補装具・日常生活用具/障害)
車いす	36	(介護保険 福祉用具貸与)
車椅子	62	(日常生活用具貸与事業)
ケアハウス	53	(軽費老人ホーム)
ケアプラン	34	(ケアプラン)
ケアマネジメント	43	(介護予防・生活支援サービス事業)
軽度生活援助	49	(軽度生活援助サービス)
敬老祝金	51	(生きがい対策)
敬老会	51	(生きがい対策)
健康診査	12	(健康づくり事業)
健康相談	14	(健康づくり事業)
権利擁護事業	44	(権利擁護事業)
後見制度	44	(権利擁護事業)

高等職業訓練促進給付金等給付事業	5	(ひとり親家庭等支援)
高齢者虐待	44	(権利擁護事業)
高齢者生活支援ショートステイ	45	(高齢者生活支援ショートステイ事業)
子ども医療費	11	(児童福祉)
ごっこん教室	10	(親子の健康づくり)
骨髄バンク	14	(骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業)

### さ

在宅介護激励金	17、46	(在宅介護激励金)
産後ママあんしんケア	9	(親子の健康づくり)
3歳児健診	9	(親子の健康づくり)
サンサン交流館	66	(いばらサンサン交流館)
産婦健康診査	8	(親子の健康づくり)
子宮がん検診	12	(健康づくり事業)
自動車改造	23	(自動車改造費助成事業)
自動車操作訓練	23	(自動車操作訓練費助成事業)
自動消火器	48	(日常生活用具給付事業/高齢)
児童手当	2	(児童手当)
児童扶養手当	4	(ひとり親家庭等支援)
住宅改修	21	(日常生活用具給付事業/障害)
住宅改修	34	(介護保険 住宅改修費)
住宅改造	47	(高齢者住宅改造)
ジュニアシート	63	(チャイルドシート・ベーカーシート・ジュニアシート)
障害児通所支援給付	26	(障害児通所支援給付)
障害児福祉手当	17	(障害児福祉手当)
障害者スポーツ大会	29	(社会参加促進事業)
障害者相談員	31	(身体障害者知的障害者相談員)
小規模多機能	55	(小規模多機能型居宅介護)
ショートステイ	54	(短期入所介護)
自立支援医療	15	(医療費)
シルバーカード	50	(生きがい対策)
シルバー人材センター	50	(生きがい対策)
新型コロナウイルス	13	(予防接種事業)
寝具類乾燥消毒	49	(寝具類乾燥消毒サービス)
心身障害者医療費	15	(心身障害者医療費)
人生会議	44	(人生会議)
新生児	8	(親子の健康づくり)
身体障害者手帳	15	(身体障害者手帳)
ストーマ	19	(日常生活用具給付事業/障害)
すまいるサービス	43、55、56	(介護予防・生活支援サービス事業)
生活困窮者家計改善支援事業	64	(生活困窮者家計改善支援事業)
生活支援ショートステイ	45	(高齢者生活支援ショートステイ事業)
生活福祉資金	62	(生活福祉資金の貸付)
成年後見	44	(権利擁護事業)
制服、体操服リサイクル	63	(子どもの成長応援プロジェクト)
総合事業通所介護	43、55	(介護予防・生活支援サービス事業)
総合事業訪問介護	43、56	(介護予防・生活支援サービス事業)

総合相談事…………… 43 (総合相談事業)  
 相談員…………… 31 (身体障害者知的障害者相談員)

た

タクシー券…………… 68 (福祉基金助成事業)  
 チャイルドシート…………… 63 (日常生活用具貸与事業)  
 駐車場…………… 23 (ほっとパーキングおかやま)  
 通所リハビリ…………… 56 (通所リハビリテーション)  
 杖…………… 48 (日常生活用具給付事業/高齢)  
 デイケア…………… 56 (通所リハビリテーション)  
 デイサービス…………… 55 (通所介護)  
 手押車…………… 48 (日常生活用具給付事業/高齢)  
 手帳…………… 15 (身体障害者手帳)  
 手帳…………… 15 (療育手帳)  
 手帳…………… 15 (精神障害者保健福祉手帳)  
 点字…………… 20 (点字・声の広報)  
 電磁調理器…………… 48 (日常生活用具給付事業/高齢)  
 電子レンジ…………… 48 (日常生活用具給付事業/高齢)  
 特別児童扶養手当…………… 17 (特別児童扶養手当)  
 特別障害者手当…………… 17 (特別障害者手当)  
 特別養護老人ホーム…………… 53 (特別養護老人ホーム)

な

2歳児健診…………… 9 (親子の健康づくり)  
 日常生活自立支援事業…………… 64 (社会福祉協議会)  
 日常生活用具…………… 19 (日常生活用具給付事業/障害)  
 日常生活用具…………… 48 (日常生活用具給付事業/高齢)  
 乳がん検診…………… 12 (健康づくり事業)  
 乳幼児健診…………… 9 (親子の健康づくり)  
 認知症…………… 45 (徘徊高齢者家族支援サービス)  
 認知症…………… 46 (認知症高齢者QRコード活用見守り事業)  
 認知症サポーター養成講座…………… 44 (各種講座など)  
 妊婦健診…………… 7 (親子の健康づくり)  
 脳の元気チェック…………… 43 (介護予防事業)

は

肺炎球菌…………… 13 (予防接種事業)  
 徘徊…………… 45 (徘徊高齢者家族支援サービス)  
 はつらつデイサービス…………… 43,55 (介護予防・生活支援サービス事業)  
 はり、きゆう、マッサージ…………… 30,67 (福祉基金助成事業)  
 ひとり親家庭等医療費…………… 5 (ひとり親家庭等支援)  
 百歳祝金…………… 51 (生きがい対策)  
 不育治療…………… 7 (親子の健康づくり)  
 風しん…………… 14 (予防接種事業)  
 福祉タクシー…………… 22,68 (福祉基金助成事業)  
 福祉電話…………… 19,47 (福祉電話の貸与)  
 福祉バス…………… 22,68 (福祉基金助成事業)

福祉用具…………… 57 (福祉用具貸与)  
 ブザーベル…………… 48 (日常生活用具給付事業/高齢)  
 負担軽減…………… 40 (利用者負担軽減事業)  
 負担割合…………… 38 (介護保険利用者負担割合)  
 布団乾燥…………… 49 (寝具類乾燥消毒サービス)  
 ふれあいスポーツフェスティバル…………… 29 (社会参加促進事業)  
 米寿…………… 51 (生きがい対策)  
 ベッド…………… 62 (日常生活用具貸与事業)  
 ベビーカー…………… 63 (チャイルドシートベビーカージュニアシート短期貸出)  
 保育園…………… 1 (児童福祉)  
 放課後児童クラブ…………… 2 (児童福祉)  
 奉仕員養育講座…………… 62 (奉仕員養育講座)  
 訪問看護…………… 56 (訪問看護)  
 訪問入浴介護…………… 56 (訪問入浴介護)  
 訪問リハビリ…………… 57 (訪問リハビリテーション)  
 ホームヘルプサービス…………… 56 (訪問介護)  
 保険料…………… 41 (介護保険料)  
 母子手帳…………… 7 (親子の健康づくり)  
 補装具…………… 18 (補装具・日常生活用具/障害)  
 ぼっけえ元気体操…………… 43 (介護予防事業)  
 ボランティア…………… 61 (社会福祉協議会の事業)

ま

マタニティセミナー…………… 7 (親子の健康づくり)  
 マッサージ券…………… 30,67 (福祉基金助成事業)  
 未熟児…………… 8 (親子の健康づくり)

や

有料老人ホーム…………… 53 (特定施設入居者生活介護)  
 養育医療…………… 9 (親子の健康づくり)  
 要介護認定…………… 33 (要介護認定)  
 養護老人ホーム…………… 48 (養護老人ホーム)  
 予防接種…………… 11 (予防接種事業)  
 4か月児健診…………… 9 (親子の健康づくり)

ら

離乳食…………… 10 (親子の健康づくり)  
 理美容サービス…………… 30,69 (福祉基金助成事業)

# 安心して暮らせるまち 福祉のしおり



## 「福祉のしおり」の発行について

制度の改正等にもない「福祉のしおり」の改訂版を発行しました。  
井原市の福祉事業の総合的な取り組みとそのサービス利用等の手引書として、  
お手元に置いてご利用ください。

発行：令和6年(2024年)10月 井原市福祉課